

第3章 農業の持続的発展に向けて

1 人と農地の問題を解決する取組

(1) 「人・農地プラン」の作成状況

農業者の高齢化・耕作放棄地の拡大が進む中、平成24年度から、各地域の「人と農地の問題」を解決するために関係者の徹底した話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体や、そこへの農地集積、地域農業のあり方等を明確にして、未来のいわば設計図とする「人・農地プラン」（以下「プラン」という。）の作成を推進しています。

実施から2年が経過した平成26年3月末現在の、管内のプランの作成に至っている市町村数は224（作成予定の市町村の99.6%）、作成済み地域数は2,072（作成予定の地域2,540の81.6%）、うち、既に見直し（更新）を行ったのは698プランとなっています（表3-1 人・農地プランの進捗状況（平成26年3月末現在））。

プランの作成を予定しながら未作成の地域が、まだ、18.4%あり、また、プランが作成された地域にあっても、農地の集積計画が未策定といった事例も多く見受けられます。

今般、制度化された農地中間管理機構（以下「機構」という。）が十分に機能し、成果をあげていくためにも、プランに係る話し合いの中で、機構の仕組みの活用方策を含む地域での十分な論議が必要であり、今後ともその作成と定期的見直しを継続的に推進していきます。

県名	作成しよう としている 市町村数	プラン作成 市町村数	プラン作成数	
				更新を行った プラン数
福岡県	53	52	316	160
佐賀県	20	20	133	65
長崎県	21	21	180	123
熊本県	45	45	409	101
大分県	17	17	266	24
宮崎県	26	26	304	82
鹿児島県	43	43	464	143
九州計	225	224	2,072	698
全国	1,576	1,498	11,812	

資料：農林水産省「人・農地プランの進捗状況（3月末現在）について」（平成26年5月12日公表）
注：当該市町村の地域の中に、既に人・農地プランが作成されたところがある市町村の数である。

【高齢化の地区に株式会社を設立（大分県別府市）】

東山地区は、高齢化率が45.5%（県高齢化率29.2%）と著しく、農地の荒廃や住民生活の利便性の低下など、中山間地域の小規模集落としての課題を抱えています。この問題を解決するため、住民186名（地区の約7割）を構成員とする、株式会社東山パレットを平成25年6月に設立しました。

同地区は、2年前から集落営農への話し合いを進めてきましたが、農地の再生や集積などの農業問題のみならず、独居世帯の問題や交通手段の確

保などの地域住民の福祉サービスも行えるよう、農事組合法人ではなく、株式会社を選びました。

米の栽培や水稻苗の共同育苗など作業受託に取り組み、26年度は4ha（再生利用50aを含む）の農地集積を計画しています。また、地元のホテルからの要望もあり、耕作放棄地を解消した水田に野菜等の生産も予定しています。

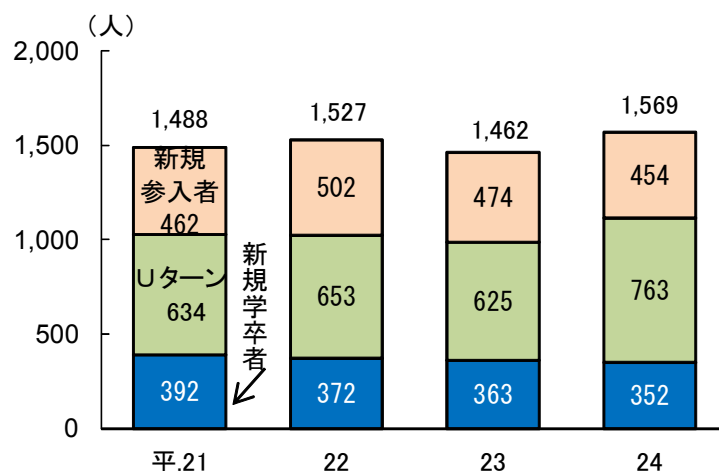
さらに、27年からは、学校給食にジャガイモ、ニンジン等を供給する計画であり、地域活性化の担い手として期待されています。

（２）新規就農者の育成確保 （新規就農者の支援）

24年における九州の新規就農者数は1,569人と、対前年比で7%増加しており、特にUターン就農者は22%と前年より大幅に増加しました。（図3-1）

このことは、24年度から新規就農者の確保対策として新規就農・経営継承総合支援事業を実施

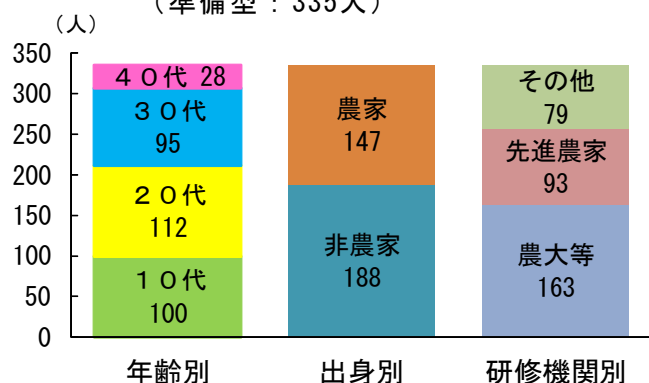
図3-1 新規就農者の推移（九州）



資料：九州農政局調べ。

し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図る対策を行った効果と見られ（図3-2）、特に青年就農給付金事業を実施した都道府県・市町村のアンケート調査結果によれば、「新規就農に対する関心が高まった」、「新規就農希望者が増加した」という評価が多く、新規就農者の増加に弾みをつける効果があったと考えられます。

図3-2 平成24年度青年就農給付金給付実績（九州）
（準備型：335人）

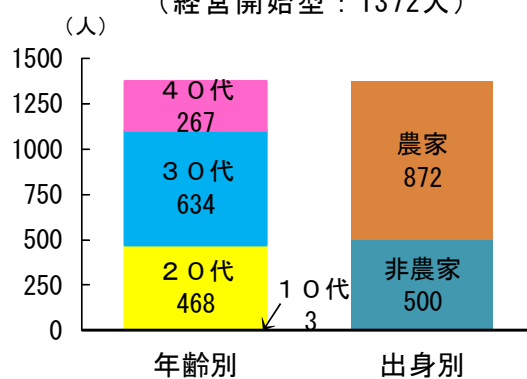


資料：九州農政局調べ。

注：「準備型」とは、就農に向けて研修を受ける者に対し最大2年間給付金を給付。

「経営開始型」とは、経営開始直後の青年就農者に対して最大5年間給付金を給付。

（経営開始型：1372人）



【土地利用型をメインに規模拡大を図る(熊本県山鹿市)】

～小材 一矢氏～

小材氏は、両親が農業する姿を見て育ち、いつかは後継者にとの思いでJAに勤務されていましたが、母親の入院を機に平成22年9月就農されました。農業は経験が重視される産業であり、導入品目の選定にあたっては普及指導センターや市と相談し、営農計画を策定されたとのこと。

JAを退職後は、技術習得のため農大での新規就農支援研修を受講されました。研修では技術の習得は元より、様々な職種から参加された受講生とともに、農業の将来像などを意欲的に語り合えたことが勉強になったとの感想を伺いました。



小材 一矢氏

青年就農給付金については生活費に繰り入れることなく新たな設備投資に活用し、また、チャレンジ支援事業（山鹿市事業）によるアスパラガスのハウス導入等、様々な支援事業も積極的に活用した経営展開が図られています。

なお、青年就農給付金申請の際、作成した経営開始計画については、将来ビジョンが明確になり、具体的な経営目標として役立っているとのことでした。

就農に際しては当初、農家の跡取りとしての立場と母親の病気がきっかけという、ある種、義務的な感覚を抱かれていたものの、現在ではJA部会活動にも積極的に参加されています。また、地域の「人・農地プラン」に



新たに取り組んでいるアスパラガス

においては既に中心経営体として位置づけられているなど、まさに地域の担い手としてご活躍中です。

今後は土地利用型農業をメインに規模拡大を図り、契約栽培、直売、ネット販売や加工販売等にも取り組みを拡大し、生産者から消費者までシンプルな顔の見える販売体制の構築を目指し、日々営農活動に励んでおられます。

（青年農業者の育成）

九州農政局では、青年農業者の育成を目的とし、25年12月に九州・沖縄各県から約30名の青年農業者を集め、「人材育成セミナー」を二部構成で開催しました。

一部では、「担い手に対する今後の農業振興方策」をテーマとして、九州農政局長との意見交換会を実施しました。具体的には国際競争力の強化や生産調整の見直し等について活発な意見交換が行われました。

二部では、「農産物の輸出への取組及び輸出の状況等について」と題して、輸出に取り組む先進農家とマーケティングの専門家を講師に招き、研修を行いました。参加者からはすでに輸出に関心を持って検討を始めている方も多く、輸出の際に留意すべき点や、輸出先のカントリーリスク^{※1}についてなど、多くの実践的な質問が寄せられました。



「人材セミナー」の様子

（３）認定農業者の現状

ア 認定農業者制度の推進状況

（25年３月末現在で４万8,778経営体が認定）

九州における25年３月末現在の認定農業者^{※2}数は、226市町村において４万8,778経営体で、全国23万3,386経営体の21%を占めています。また、法人経営は3,385経営体となり、九州の認定農業者の約7%を占めています。

県別でみると熊本県が１万948経営体（全国３位）、鹿児島県が8,726経営体（同６位）、宮崎県が8,487経営体（同７位）と全国の上位となっています（表３－２）。

※１ 輸出相手国の情勢等による為替変動などの危険性。

※２ 農業者が農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定める基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自ら農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた者をいう。

表 3 - 2 認定農業者数（25年 3 月末現在）

単位：経営体

県名	基本構想 策定市町村数	認 定 市町村数	認定農業者数	うち法人	うち	うち共同申請
					特定農業法人	
福岡県	57	56	5,946	378	11	295
佐賀県	20	20	4,368	141	2	245
長崎県	21	21	6,015	227	9	342
熊本県	45	45	10,948	558	—	1,087
大分県	17	17	4,288	525	53	211
宮崎県	26	26	8,487	631	7	389
鹿児島県	43	41	8,726	925	11	317
九州計	229	226	48,778	3,385	93	2,886
全 国	1,659	1,622	233,386	16,679	836	10,293

資料：農林水産省調べ

イ 特定農業法人、特定農業団体の設立状況

九州内の25年 3 月末現在の特定農業法人^{※1}数は 6 県34市町村で93法人、特定農業団体^{※2}数は 5 県30市町村で202団体となっています。

県別でみると、特定農業法人は、大分県が53法人と九州内の約 6 割を占めています。特定農業団体は、長崎県が73団体、大分県が68団体と 2 県で九州内の約 7 割を占めています（表 3 - 3）。特に、大分県は九州各県と比較して高齢化率が高く、危機感も高いことから、県と農業団体が連携して集落営農の組織化・法人化を推進しており、多くの法人等の設立につながったと考えられます。

表 3 - 3

特定農業法人・特定農業団体

単位：法人、団体

県名	特定農業法人	特定農業団体
福岡県	11	19
佐賀県	2	34
長崎県	9	73
熊本県	—	—
大分県	53	68
宮崎県	7	—
鹿児島県	11	8
九州計	93	202
全 国	836	1,488

資料：農林水産省調べ（25年 3 月末現在）

（４）集落営農の法人化の取組

（26年 2 月 1 日現在で385組織が法人化）

25年 6 月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、今後10年間で農地の 8 割を担い手に集積していくという目標と合わせて、法人については 5 万法人を目標にするという方針が打ち出されました。

九州農政局では、集落営農の法人化に対し、各県ごとに重点推進組織を定め、県、市町村及びJA等の関係機関と連携し、それぞれの組織の課題を明確にするとともに、その課題解決に向けた取組への支援を行っています。

※ 1 農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の過半を農作業受託や借入などにより集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た法人をいう。

※ 2 農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の 3 分の 2 以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織をいう。

九州における26年2月1日現在の集落営農※組織は、2,571組織となっており、そのうち法人は385組織（全体の15%）、農業経営を営む法人となる計画を策定している集落営農組織は1,273組織（全体の50%）となっています。また、全国に占める九州の集落営農の割合は17%を占めていますが、集落営農法人は12%となっています。

県別でみると福岡県、佐賀県、大分県、熊本県の4県で九州の集落営農の85%を占めており、法人化については、大分県、福岡県が多く、2県で80%を占めています（表3-4）。

法人化した集落営農組織からの聞き取りでは、経営の安定化と後継者確保、農業機械の効率的な利用・生産コストの低減や複数の集落営農組織の統合、都市と農村の交流による地域の活性化などの目的を持って法人化していることが伺えます。また、法人化の取組のポイントとしては、リーダーがいること、活発な話し合いの場があることなどが重要と考えられています。

（5）農業経営の法人化

（農業生産法人は増加傾向）

九州における農業生産法人の数は、2,345法人（25年1月現在）で、増加傾向にあります（表3-5）。

県別にみると、鹿児島県の662法人が最も多く、続いて熊本県の416法人、宮崎県の360法人となっています。

組織形態別では、株式会社が640法人（27%）、特例有限会社が1,160法人（49%）、農

表3-4 集落営農数（平成26年2月1日現在）

単位：集落営農

県名	集落営農数	うち法人	うち法人化計画を策定
福岡県	621	130	340
佐賀県	609	7	482
長崎県	114	8	73
熊本県	414	19	267
大分県	542	178	92
宮崎県	129	23	1
鹿児島県	142	20	18
九州計	2,571	385	1,273
全国計	14,717	3,255	4,868

資料：農林水産省「集落営農実態調査」（平成26年2月1日現在）（概数）

表3-5 農業生産法人数（25年1月現在）

単位：法人

		計	株式会社	特例有限 会社	農事組合 法人	その他
九州	福岡県	281	60	100	119	2
	佐賀県	99	28	56	15	－
	長崎県	168	43	94	29	2
	熊本県	416	124	205	76	11
	大分県	359	75	118	165	1
	宮崎県	360	137	182	32	9
	鹿児島県	662	173	405	76	8
	計	2, 345	640	1, 160	512	33
	構成比	100%	27%	49%	22%	1%
(参考) 24年	2, 174	520	1, 158	468	28	
(参考) 全 国	25年	13, 561	3, 169	6, 531	3, 616	245
	24年	12, 817	2, 648	6, 574	3, 371	224

資料：農林水産省調べ

注：特例有限会社とは、平成18年5月の会社法施行に伴い、既存の有限会社が移行した。

※ 集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう。

事組合法人が512法人（22％）で、会社法人形態によるものが全体の8割近くとなっています。

（６）一般法人の農業参入の動向

多様な主体による農業参入を促進していく観点から、21年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の一般法人についても、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも農地の貸借による参入が可能となりました。

九州では、25年12月末現在で168の一般法人が計292haの農地を借受け、農業経営を行っています。改正農地法の施行後1年当たりの平均参入数は42法人で、法改正前と比較すると約5倍のペースで農業参入が進んでおり、改正農地法の効果が着実に現れています（表3－6）。

参入にあたっては、食品関連業者や建設業者などが自ら農業経営を行うだけでなく、大手スーパーやJR、製薬会社といった大手資本が子会社を設立して参入するなど、多様な参入形態がみられるようになりました。

表3－6 一般法人の農業参入の状況

単位：法人、ha

県 名	法改正前 参入数① (H15.4～ H21.12)	法改正後 参入数② (H21.12～ H25.12)	借入 面積	組織形態別			業種別						
				株式 会社	特定有 限会社	NPO 等	食品関 連産業	農・畜 産業	建設	製造	その他卸 売・小売業	NPO 法人	その他
福岡県	3	19	18	13	3	3	13	－	1	－	－	－	5
佐賀県	－	10	7	7	－	3	－	5	1	－	－	2	2
長崎県	4	11	13	7	1	3	3	－	1	－	－	3	4
熊本県	4	67	166	42	8	17	13	21	6	3	4	8	12
大分県	6	18	38	10	5	3	3	7	3	1	1	1	2
宮崎県	－	13	9	9	2	2	2	5	－	－	1	－	5
鹿児島県	29	30	41	20	6	4	10	1	12	－	－	2	5
九州計	46	168	292	108	25	35	44	39	24	4	6	16	35
1年当たり 平均参入数	8	42	増加率(②/①) 525%										

資料：九州農政局調べ

注1： 参入法人数は、解除条件付き（農地法第3条第3項）により農地を借り入れた一般法人を集計したもので、農業生産法人として参入した法人は含まない。

2： 業種別欄の「その他」は、医療、福祉、教育、サービス業などを行う法人をカウントしない。

【一般法人の参入事例（宮崎県宮崎市）】

ソフトウェア開発などを行う株式会社コア（本社：東京）の子会社として設立された(株)コアファームは、宮崎市でいちごの観光農園を運営するとともに、栽培技術・履歴のデータベース化や地域の農業者と連携したきんかんや日向夏、マンゴーなどのネット販売等、IT企業の強みを活かした先端農業に取り組んでいます。将来的にはジャムやジェラートの製造・販売など、地域生産者と連携した6次産業化の推進を図りたいと考えています。



観光農園ハウス内の様子

（７）農村女性の活動の促進に向けた取組

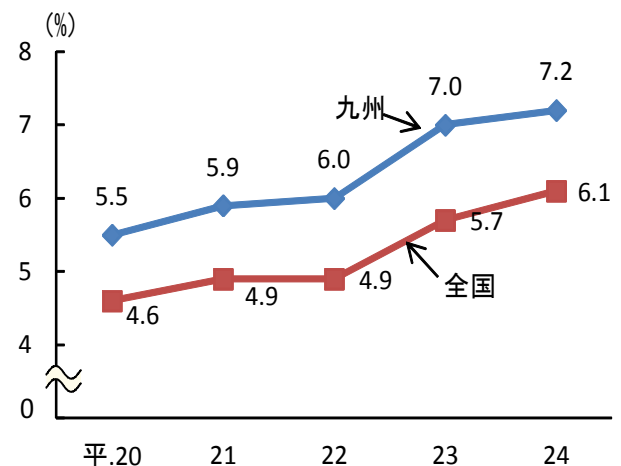
（農山漁村男女共同参画の推進）

農村女性の活動の促進に向けた取組の一つとして、農林水産省では農業委員や農協役員への女性の積極的な登用を推進しています。九州における24年度の農業委員への女性の登用率は7.2%となっており、全国の6.1%を上回る登用率となっています（図3-3）。

九州農政局では毎年、男女共同参画の推進を目的としてセミナーを開催しています。26年1月熊本市において「輝く女性農業者による更なる経営発展に向けて～攻めて！女性の力で農山漁村に変革をもたらそう～」をテーマに開催し、女性農業者等250名を超える参加がありました。

セミナーでは、福岡県男女共同参画センターあすばる前館長の中嶋玲子氏による基調講演のほか、女性の能力を活かした更なる経営発展につなげるための事例発表やパネルディスカッションを行いました。具体的には農業経営をベースとして、直売所・レストランなどの多角化や6次産業化への進出事例を知ることにより、女性がけん引力となる経営への展開及び地域社会の活性

図3-3 女性農業委員数の登用率



資料：農林水産省調べ



セミナーでは皆さん熱心に取り組まれていました

化が期待されます。

また、参加者へはアンケート調査を実施しましたが、90%以上の方に講演並びに事例発表について「参考になった」、「やや参考になった」との回答をいただきました。特に83%の方が、今後女性の能力を活かした更なる経営発展を目指すためには、農業委員会や農業協同組合などにおける意志決定過程に女性が関わって行くことが必要だと回答されています（アンケート回答者数193名）。

【男女共同参画事例（1）：

二足のわらじで食と農をつなぐ確かな架け橋へ（福岡県大木町） （株）ビストロくるるん 代表取締役社長 松藤富士子 氏

大木町や周辺農村地域の魅力を伝えたいという夢の実現に向け、その基盤づくりのため役員がすべて女性の農事組合法人「モア・ハウス」が設立されました。「モア・ハウス」では、作る人・売る人・管理する人と3つの柱のもと、ぶなしめじやアスパラガスを生産し、女性だけでもきちんと経営できることが実証されています。



「モア・ハウス」の皆さん

また、設立して約10年後には、「株式会社ビストロくるるん」を設立し、大木町の道の駅にレストラン「デリ&ビュッフェくるるん」をオープンされました。

「デリ&ビュッフェくるるん」は、いわゆる農家レストランとして、大木町や近隣市町の農家で生産された旬の食材にこだわったメニューを提供しており、また、その食材は道の駅直売所でも購入できるようにして、相乗効果を図っています。さらに、環境にやさしいまちづくりにも率先して取り組まれており、食育活動を通じて食や循環型社会の大切さを子供たちに伝えています。これらの取組は地域雇用を拡大し、女性農業者の社会的

・経済的自立にも効果を発揮しています。

松藤さんは、「これからも農業の大切さを伝え、安心できる美味しいものを畑で作ри、レストランで皆様に提供していきたい」と、持ち前の明るい笑顔と元気な声で語っておられました。



「デリ&ビュッフェくるるん」

【男女共同参画事例（２）：

農業は、家族で夢を叶えることが出来る素敵な職業（佐賀県伊万里市）】

（株）百姓屋 取締役 市丸初美 氏

市丸初美さんは、家業のブローラー経営を引き継ぐ形で、34才の時に就農され、同時に花苗の栽培も始められました。また、経営力の重要性にも気づかれ、パソコンで複式簿記を学ばれました。さらには、農業を職業として選んだ以上、「いろんな事を勉強したい！いろんな人の話を聞きたい！」との思いから、情報交換を行う場として、地元農家の方と「らくらく会」を発足されています。



花苗栽培の様子

経営は、ご主人と子供3人の5人で家族経営協定を結び、役割分担を明確にし、それぞれが目標をもって農業に励んでおられます。初美さんは、花苗の栽培と鶏肉加工を担当されています。特に鶏肉加工においては、抗菌剤を含まない飼料を与えて育てた鶏に、添加物を与えずに加工した「山ん鶏」の美味しさを直接消費者に伝えたいという思



自慢の鶏肉加工品「山ん鶏」

いから、かねてからの夢だった直売所「百姓屋」をオープンされました。ここでは、花苗の販売やレストランも経営されています。平成24年には、ご主人との夢だった経営の法人化を実現され、株式会社「百姓屋」を立ち上げられました。これからは、農家としてこだわりのあるものを作りたい、伝えたいと努力されています。

（８）農地の流動化と面的集積の推進

九州農政局では、地域における農業者の徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体とその経営体への農地の集積方法等を定めた「人・農地プラン」の作成推進と併せて、農地利用集積円滑化団体等を通じて、面的集積をするために利用権を取得した経営体（農地の受け手）に交付される規模拡大交付金（23～25年度）と農地集積に協力する者（農地の出し手）に交付される農地集積協力金（24～25年度）を活用した面的集積に係る取組を支援しています。

26年度からは、都道府県段階に設置された農地中間管理機構が地域の農地の利用を最適化すべく、農地中間管理事業に取り組めます。

ア 農地の権利移動面積の推移

24年の耕作を目的とした農地の権利移動面積（自作地有償所有権移転面積と農地法による賃借権設定及び基盤強化法※による利用権設定の合計）は22,333haで、前年に比べ179ha減少しました（表3－7）。

このうち、基盤強化法による利用権設定は、19,626haと全体の9割を占め、221haの減少となっています。

表3－7 耕作目的の農地の権利移動面積の推移（九州）

単位：ha

	平. 20	21	22	23	24	前年からの増減 (24年－23年)
総 数	20,822	19,930	20,733	22,512	22,333	▲ 179
うち農地法	1,970	1,766	1,777	1,859	1,817	▲ 42
所有権移転 ①	1,631	1,417	1,307	1,210	1,256	46
賃借権設定 ②	340	350	470	649	561	▲ 88
うち基盤強化法	18,852	18,164	18,956	20,653	20,516	▲ 137
所有権移転 ③	883	880	776	806	890	84
利用権設定 ④	17,969	17,284	18,180	19,847	19,626	▲ 221
(利用権等設定総数) ②+④	18,309	17,634	18,650	20,496	20,187	▲ 309

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（平成21年まで）、「農地の権利移動・借賃等調査」（平成22年以降）

注1：所有権移転は、自作地有償所有権移転である。

2：利用権設定は、基盤強化法による賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託の合計である。

イ 農地利用集積円滑化事業における利用権設定等面積とその推移

21年に創設された農地利用集積円滑化事業は、農地の利用集積を通じて、効率的な農業を行えるよう、市町村段階に設置される農地の仲介組織である農地利用集積円滑化団体（市町村、市町村公社、農業協同組合等）が、農地所有者の委任を受ける形で意欲ある農業者と貸付契約を締結するものです。

同事業による利用権の設定面積は、23年度に比べ宮崎県、鹿児島県を除く5県で減少し、24年度は九州全体で2,192haに止まり、前年度に比べ293haの減となっています（表3－8）。

これは、農地所有者を代理して受け手を探し貸借契約を締結する農地利用集積円滑化事業の性格上、受け手がいなければ契約締結に至らない等の限界に起因するものと考えられます。

ウ 農地中間管理機構の整備

「人・農地プラン」作成の過程において、信頼できる農地の中間的受け皿があると、農地の集積・集約化が円滑に進むとの指摘があったことを踏まえ、

※ 「農業経営基盤強化促進法」（最終改正年月日：平成26年4月1日法律第102号）

26年3月から農地中間管理機構が整備されることになりました。

九州では、全県に農地中間管理機構が設置されており、26年度から農地中間管理事業（同機構が借り受け、担い手へ転貸）が開始されることで、担い手への農地集積の加速化が期待されるということです。

表3-8 平成24年度農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業＋農地売買等事業）実績及び推移（平成25年3月末日現在）

県名	農地利用集積 円滑化団体設置数	利用権設定				所有権移転			
		件数		面積(ha)		件数		面積(ha)	
		平.23	24	平.23	24	平.23	24	平.23	24
福岡	56	1,702	801	599	446	-	-	-	-
佐賀	20	983	745	361	324	-	-	-	-
長崎	22	147	96	39	22	-	2	-	0
熊本	51	610	512	465	309	-	-	-	-
大分	21	1,218	560	403	266	-	-	-	-
宮崎	28	929	1,159	327	368	-	-	-	-
鹿児島	48	1,145	2,104	291	457	2	-	1	-
九州計	246	6,734	5,977	2,485	2,192	2	2	1	0

資料：九州農政局調べ

注1：農地利用集積円滑化事業とは、農業経営基盤強化促進法4条4項3号により効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する円滑化団体が実施する農地所有者代理事業（注2）、農地売買等事業（注3）、研修等事業をいう。

注2：農地所有者代理事業とは円滑化団体が農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け、又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業をいう。

注3：農地売買等事業とは、農用地等を円滑化団体が買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。

注4：上記表の数値は、小数点第1位を四捨五入した。

【円滑化団体と県がバックアップし、

集落営農の大規模法人化で農地集積（熊本県^{おおづまち}大津町）】

熊本県大津町では、集落営農の法人化に向けた取組機運の醸成を図るため、JA菊池^{きくち}が主導する形で集落営農毎の座談会を開催し、熊本県がこの取組をバックアップし



大津町の水田風景

た結果、平成25年9月に農業生産法人「ネットワーク大津株式会社」が発足しました。

同町内の16の営農組織のうち12が再編・統合して設立された同社は、県内では最大規模、国内でも有数の経営面積（273ha）を有する農業生産法人となっています。

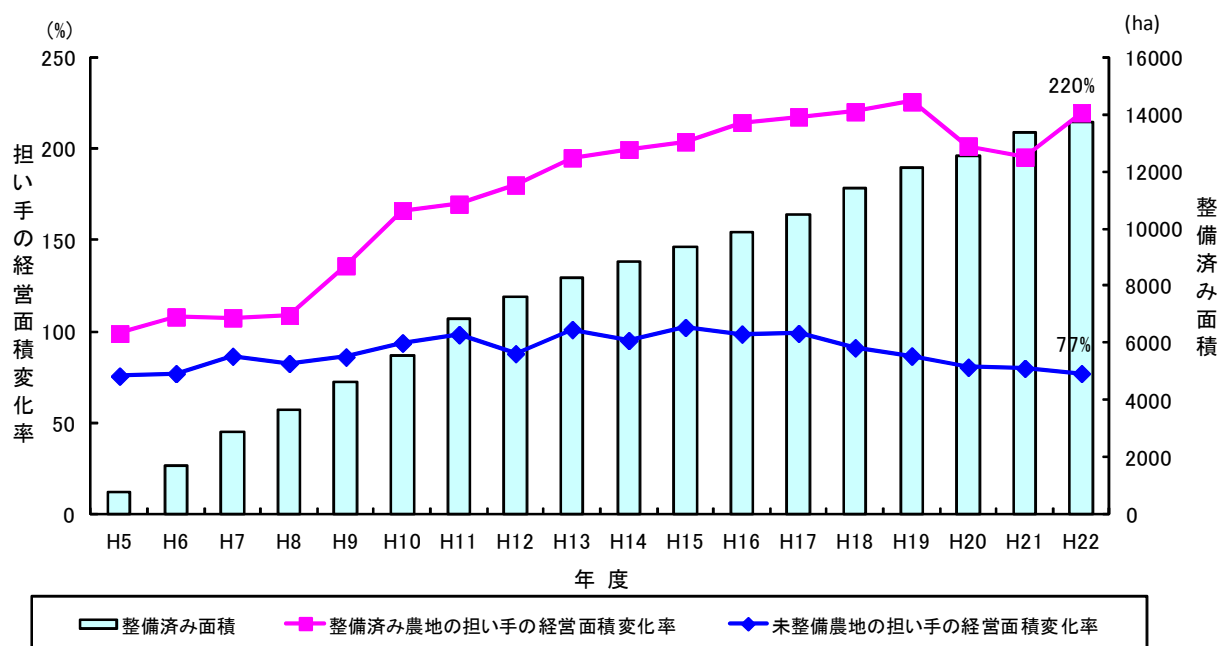
（９）農地整備を契機とした担い手への農地利用集積

農林水産省では、５年度より「担い手育成基盤整備事業※」が創設され、農地の利用集積、担い手の育成を図ることを目的には場整備事業を進められており、22年度までに九州で実施されたほ場整備事業は、約１万3,718ha（269地区）となっています。

また、ほ場整備に併せ、担い手への土地利用調整や農地利用集積のための支援等を行っており、九州のほ場整備事業実施地区における担い手への経営面積変化率（事業実施前の担い手の経営面積の総和に対する当該年度における担い手の経営面積の総和の比率）は220％（22年度時点）と大きく増加しています。これに対し、同じ担い手の経営農地において、ほ場整備が行われなかった農地の経営面積変化率は77％（22年度時点）と減少しています（図３－４）。

これは、ほ場整備によって、ほ場の大区画化や連担化、水田の汎用化が進み、労働時間の節減といった担い手が規模拡大をするための条件が整ったことが、農地の利用集積に貢献したことによるものと考えられます。

図３－４ 平成5年度以降の担い手への農地利用集積状況とほ場整備



資料：九州農政局調べ

注１：担い手の経営面積変化率＝当該年度における担い手の経営面積の総和÷事業実施前の担い手の経営面積の総和。

注２：整備済み農地の担い手の経営面積変化率は、ほ場整備地区内における担い手が、ほ場整備地区内で経営する面積により算出。

※ ５年当時「ほ場整備事業（担い手育成型）」、現在「農業競争力強化基盤整備事業（経営体育成型）」

2 経営所得安定対策の取組

（平成25年度は九州管内で18万4,271経営体が加入）

経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るものです。

25年度における申請件数は、九州管内で18万4,271件となり、前年度の交付対象件数から97件増とほぼ横ばいでした。また、全国の申請件数に占める割合は16.6%でした（表3-9）。

（1）経営形態別申請状況

表3-9 経営形態別加入申請状況（年度）

単位：件、戸

経営形態別の申請状況は、個人18万1,647件、法人1,181件とそれぞれ前年度に比べて微増ですが、集落営農は、法人へ移行した組織があること等から前年度に比べて26件減少の1,443件でした（表3-9）。

		申請件数	経営形態別申請件数			
			個人	法人	集落営農	(構成戸数)
平.25	全国	1,108,173	1,091,899	8,859	7,415	223,191
	九州 (対全国比)	184,271 16.6%	181,647 16.6%	1,181 13.3%	1,443 19.5%	51,787 23.2%
24	全国	1,118,436	1,102,643	8,330	7,463	232,853
	九州 (対全国比)	184,174 16.5%	181,628 16.5%	1,077 12.9%	1,469 19.7%	53,525 23.0%
増減	全国	▲ 10,263	▲ 10,744	529	▲ 48	▲ 9,662
	九州	97	19	104	▲ 26	▲ 1,738

資料：農林水産省「平成25年度の経営所得安定対策の加入申請状況について」（平成25年9月20日公表）、「平成24年度の農業者戸別所得補償制度の支払実績について」（平成25年6月28日公表）

（2）交付金別申請状況

ア 米の直接支払交付金

表3-10 交付金別加入申請状況（年度）

単位：件

米の直接支払交付金では、生産数量目標の農業者間調整が行なわれ、新たに生産数量目標に従って生産する農業者の申請が見られたものの、高齢化による離農

		申請件数	交付金別申請状況		
			米の直接支払交付金	水田活用の直接支払交付金	畑作物の直接支払交付金
平.25	全国	1,108,173	964,962	563,824	83,848
	九州 (対全国比)	184,271 16.6%	145,805 15.1%	110,095 19.5%	10,585 12.6%
24	全国	1,118,436	980,601	518,853	76,180
	九州 (対全国比)	184,174 16.5%	147,339 15.0%	106,484 20.5%	7,961 10.5%
増減	全国	▲ 10,263	▲ 15,639	44,971	7,668
	九州	97	▲ 1,534	3,611	2,624

資料：表3-9と同じ

や小規模農家の未申請等により、前年度に比べて1,534件減少し、14万5,805件となりました（表3-10）。

イ 水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金では、飼料作物、WCS用稲、産地資金等の申請者

が増加したこと等により、前年度に比べて3,611件増加し、11万95件となりました（表3-10）。

ウ 畑作物の直接支払交付金

畑作物の直接支払交付金では、前年度の交付対象件数に比べて2,624件と大幅な増加をみせ、1万585件となりました（表3-10）。これは、前年度、降雨被害の影響でそば等が交付対象となる品位に至らず、結果的に支払対象とならなかった生産者が、本年度については申請していることなどによるものです。

（3）対象作物別の作付計画面積

ア 主食用米

米の直接支払交付金の対象となる主食用米の作付計画面積は、前年度に比べて3,920ha増加し、13万9,098haとなりました。申請件数は減少していることから、農地が徐々に集約される傾向が伺えます（表3-11）。

表3-11 主食用米及び戦略作物の作付計画面積（年度）

単位:ha

		主食用米 (10 a 控除前)	戦 略 作 物								
			麦	大豆	飼料作物 (除WCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	そば	なたね	加工用米
平.25	全国	1,149,394	165,494	104,202	104,231	26,806	3,930	22,042	38,289	631	38,047
	九州	139,098	52,319	19,295	37,183	15,170	311	3,122	1,858	120	1,772
	(対全国比)	12.1%	31.6%	18.5%	35.7%	56.6%	7.9%	14.2%	4.9%	19.0%	4.7%
24	全国	1,134,131	165,955	105,338	102,239	25,410	6,372	34,316	37,150	535	32,448
	九州	135,178	53,372	19,553	35,800	14,232	465	3,781	1,703	122	1,541
	(対全国比)	11.9%	32.2%	18.6%	35.0%	56.0%	7.3%	11.0%	4.6%	22.8%	4.8%
増減	全国	15,263	▲ 461	▲ 1,136	1,992	1,396	▲ 2,442	▲ 12,274	1,139	96	5,599
	九州	3,920	▲ 1,052	▲ 257	1,383	938	▲ 154	▲ 659	155	▲ 2	231

資料：表3-9と同じ

イ 戦略作物

水田活用の直接支払交付金の対象となる戦略作物の作付計画面積は、麦については、前年産の作柄が悪かったことや播種期^{はしゆ}の天候不順から今年産の作付を見送る動き等がみられ、前年度に比べて1,052ha減少し、5万2,319haとなりました。大豆は、WCS※用稲等への作付転換の動きがあり、前年度に比べて257ha減少し、1万9,295haとなりました。米粉用米及び飼料用米についてもWCS用稲等への作付転換の動きがあり作付面積は減少しました。

一方、飼料作物及びWCS用稲は、22年度以降、毎年作付面積が増加しており、飼料作物は前年度に比べて1,383ha増加し3万7,183ha、WCS用稲は前年度に比べて938ha増加し1万5,170haとなりました。そば、加工用米は、前年度に比べ若干の増加となっています（表3-11）。

※ ホールクロップサイレージの略。稲やとうもろこし等の子実及び葉茎を一緒に収穫、発酵させた粗飼料。

3 農業農村整備の展開

農業農村整備は、「水と土」、すなわち、農業用水、農用地、農業用排水施設等の生産基盤を整備することにより、農業生産性の向上や営農条件の改善等を図るものです。

九州農政局では、水田地域において農業用水の安定供給のための水路整備や老朽化したクリークの保全を行うとともに、畑地域においては、生産性が高く安定した農業経営のための畑地かんがい施設の整備を進めています。

また、有明海に面した海岸を中心に、台風や高潮から背後地の農地等を守る海岸堤防の補強や「ストックマネジメント[※]」の手法を活用した老朽化施設の効率的な更新などを進めています。

この様に、国営事業とともに、各種補助・交付金事業により、生産基盤等の整備を着実に推進しています。

（１）国営事業の実施状況

九州管内では、基幹的な水利施設を整備する国営かんがい排水事業（９地区）や施設の機能を長期にわたり保全する国営施設機能保全事業（１地区）、農地・農業用施設に対する災害を未然に防止するための国営総合農地防災事業（３地区）、老朽化した海岸保全施設の整備を行い背後農地と住民の安全を守る直轄海岸保全施設整備事業（３地区）を、関連（県営）事業などと連携しながら実施しています（巻末資料P210参照）。

26年度には、鹿児島県の国営曾於北部地区が完了予定で、25年12月に同地区の水源となる谷川内ダムの水を使用して、一部通水試験を開始しています。



たにかわうち
谷川内ダム湛水状況写真

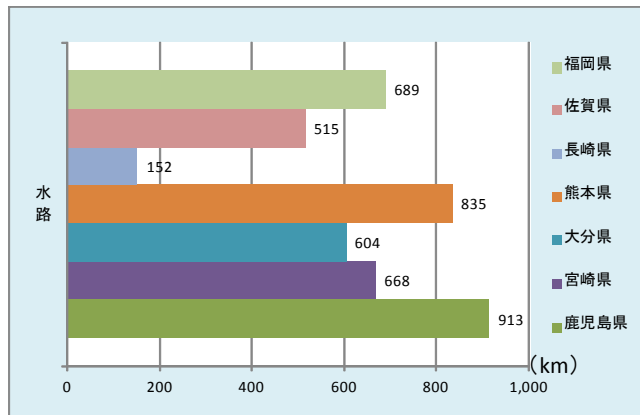
（２）農業水利施設等の適切な更新・保全管理

全国の農業用水を供給する基幹的な農業水利施設は、ダム、頭首工^{とうしゅこう}、用排水機場等の点的な施設が約7千か所、線的な施設である農業用排水路の延長は約5万kmに上ります。このうち、九州管内のダム、頭首工、用排水機場等の施設数は約1千か所で、全国の15%を占め、農業用排水路の延長は約4,380kmと全国のおよそ10%を占めています（図3-5）。

※ 定期的な機能診断等に基づく機能保全対策等を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称である。

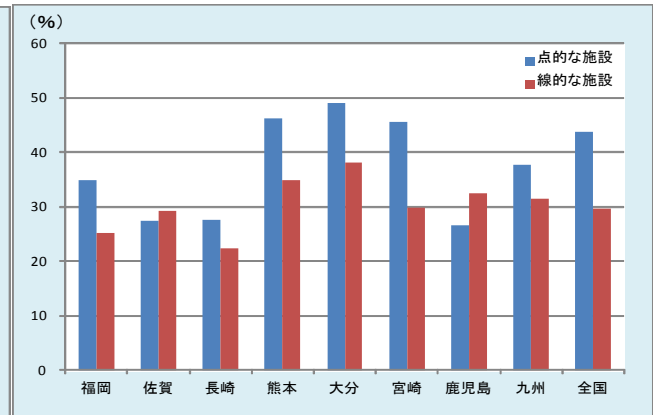
これらの施設は、老朽化が進んでおり、耐用年数の超過割合は熊本県、大分県、鹿児島県で全国平均を上回っています。今後、着実かつ計画的なストックマネジメントの推進による施設の更新・保全管理が必要です（図3-6）。

図3-5 農業水利施設ストック量（23年）



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」

図3-6 耐用年数超過割合（23年）



資料：図3-5と同じ

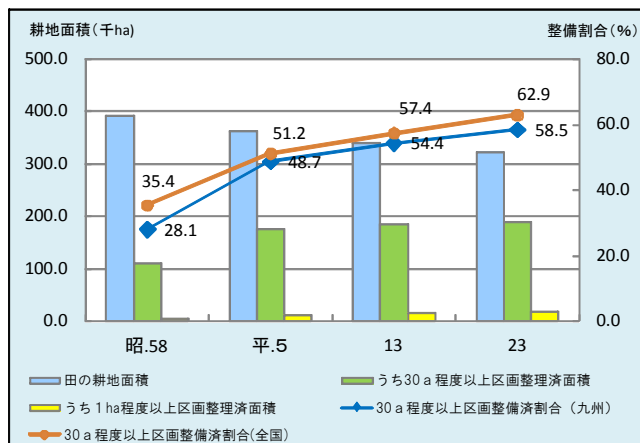
（3）水田の整備状況

水田では、区画の整理・大型化により農業生産性が向上し、排水路や暗渠排水の整備により畑作物の栽培にも利用できる汎用性の高い農地への転換が可能となります。

九州地域の水田の区画（30a程度以上）の整備割合は23年度時点で58.5%となっており、全国平均と比べ4.4ポイント低いものの着実に向上しています。また、その一部では1ha以上の区画整理も行われています（図3-7）。

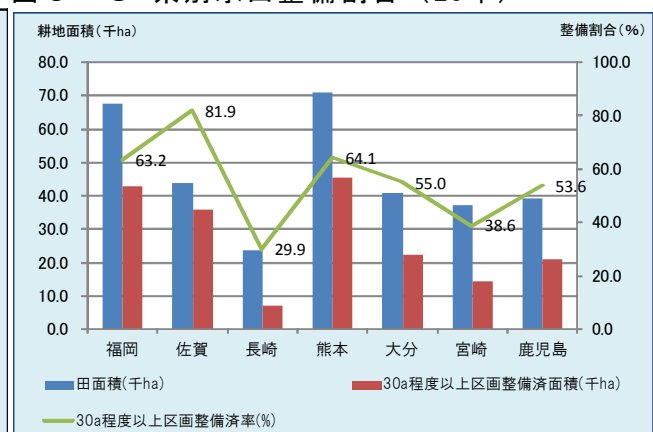
県別にみると、整備割合が高いのは、佐賀県の81.9%、熊本県の64.1%、福岡県の63.2%となっています（図3-8）。

図3-7 九州の水田整備割合推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
農林水産省「農業基盤情報基礎調査」

図3-8 県別水田整備割合（23年）



資料：図3-7と同じ

また、水田の整備割合が高い佐賀県、福岡県は田の耕地利用率も高く、それぞれ全国1位（144%）、3位（121%）であり、小麦・大豆の産出額についても上位となっています（表3-12）。

表3-12 県別の小麦・大豆の産出額（24年）

○小麦の産出額

県 名	小 麦	
	産出額(億円)	構成比
全国	325	100.0
福岡	全国 2 位 23	7.1
佐賀	3 位 12	3.7
長崎	1	0.3
熊本	7 位 5	1.5
大分	2	0.6
宮崎	0	0.0
鹿児島	0	0.0

○大豆の産出額

県 名	大 豆	
	産出額(億円)	構成比
全国	283	100.0
福岡	全国 2 位 21	7.4
佐賀	4 位 20	7.1
長崎	1	0.4
熊本	5	1.8
大分	3	1.1
宮崎	0	0.0
鹿児島	0	0.0

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

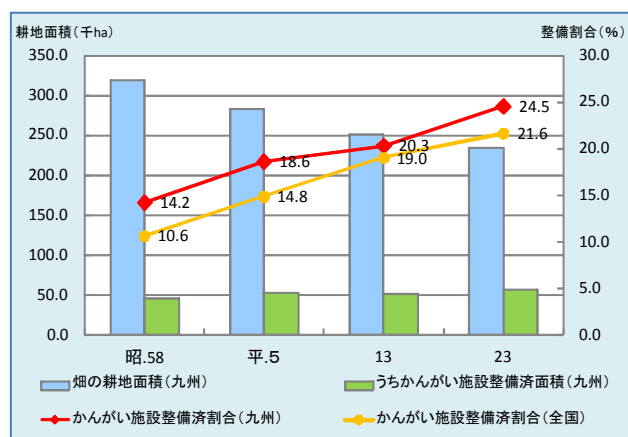
（4）畑の整備状況

畑では、かん水施設や農道整備等により、作物の品質向上や新規作物の導入による経営転換、機械の導入による農業生産性の向上が可能になります。

九州地域の畑の整備状況をみると、23年度時点のかんがい施設整備割合は24.5%で、全国平均より2.9ポイント高くなっています（図3-9）。

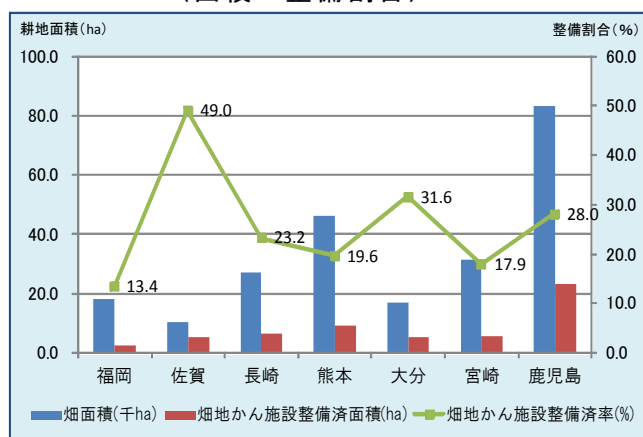
県別にみると特に佐賀県、大分県、鹿児島県が高くなっています（図3-10）。

図3-9 畑の整備割合推移（畑地かんがい）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
農林水産省「農業基盤情報基礎調査」

図3-10 県別畑地かんがい（23年）
（面積・整備割合）



資料：図3-9と同じ

これまで事業が完了した鹿児島県の地区では、収益性の低いかんしょ・なたね等の作付体系から、高収益な茶・野菜等に転換すること等により農業所得が大きく向上しています（表3-13）。今後とも大規模かんがい排水事業による畑地かんがい機能の向上による農業産出額の増加が期待されます。

表3-13 鹿児島県の国営事業完了地区の所得

	畑かん整備率 (%)	1戸当り生産農業所得 (千円)	10a当り生産農業所得 (千円)
鹿児島県	38.7	1,452	103
国営事業完了南薩地区	87.0	3,784	201
国営事業完了笠野原地区	64.4	2,477	130

資料：鹿児島県「農業農村整備事業における市町村別整備水準調査結果」（H17）
農林水産省「生産農業所得統計」

注：南薩地区及び笠野原地区は、それぞれの受益市町の平均値。

4 九州における農産物の生産振興・消費拡大

(1) 米

ア 平成25年産米の需給調整の取組結果

25年産米について、全国では、生産数量目標791万tの面積換算値149.5万haに対し、2万7千haの過剰作付けとなりましたが、九州では、全県が生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなりました。(表3-14)

表3-14 平成25年産米の需給調整取組状況

単位：t、ha

	米の生産数量目標		主食用米		過剰生産量 ③-①	過剰作付面積 ④-②
	①	面積換算値 ②	実生産量 ③	実作付面積 ④		
福岡県	191,240	38,300	182,500	38,100	▲ 8,740	▲ 200
佐賀県	141,540	26,900	129,600	26,400	▲ 11,940	▲ 500
長崎県	65,240	13,700	63,200	13,500	▲ 2,040	▲ 200
熊本県	197,710	38,400	188,300	37,500	▲ 9,410	▲ 900
大分県	122,650	24,400	114,900	23,700	▲ 7,750	▲ 700
宮崎県	99,130	20,000	92,600	18,700	▲ 6,530	▲ 1,300
鹿児島県	115,520	23,900	112,500	23,000	▲ 3,020	▲ 900
全 国	791万	149.5万	818万	152.2万	27万	2.7万

資料：農林水産省「平成25年産の都道府県別の需給調整の取組状況（10月15日現在）」

イ 新規需要米の取組

25年産新規需要米の取組計画の認定面積は、全国で5万3,744ha（14,347ha減少）、九州で1万8,633ha（303ha減少）となりました。(表3-15)

九州では、稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）の取組が最も多く、全体の80.6%を占めています。認定面積が303ha減少していますが、これは飼料用、米粉用が備蓄米（落札価格の上昇）、加工用米（売渡価格の上昇）により、作付け変
表3-15 平成25年産新規需要米の取組計画認定面積 更したことによるものです。

単位：ha

用 途	全 国			九 州		
	25年産	24年産	対前年増減面積	25年産	24年産	対前年増減面積
飼 料 用	21,802	34,525	▲ 12,723	3,086	3,793	▲ 707
米 粉 用	3,965	6,437	▲ 2,472	307	475	▲ 168
WCS 用 稲	26,600	25,672	928	15,018	14,408	610
そ の 他	1,379	1,458	▲ 79	222	257	▲ 35
合 計	53,744	68,091	▲ 14,347	18,633	18,936	▲ 303

資料：農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」

注：その他は、青刈り稲、わら専用稲、輸出用、バイオエタノール用、主食用以外の用途の種子等。

ウ 米の消費拡大に向けた取組

（めざましごはんキャンペーン）

1人1年間の米消費量は、食生活の変化等により減少傾向にあり、平成24年度は56.3kgとピークであった昭和37年度の118.3kgの半分以上となっています。

また、厚生労働省の「国民健康・栄養調査」によると、年代別の朝食の欠食率は、15～19歳でそれ以下の年代より大幅に増加しはじめ、男女とも20歳代で最も高くなっています。

農林水産省では、朝ごはんの習慣化や米の消費拡大を推進するため「めざましごはんキャンペーン」を行っています。九州農政局においても、その一環として、各種イベント等においてパネル展示やポスター掲示を行い、朝ごはんの推進を呼びかけました。

（^{こめこ}米粉の普及推進の取組）

農林水産省では、水田を有効活用して食料自給率を向上させるため、米粉用米の生産を推進しており、従来は米粉が使用されていなかったパン、麺、洋菓子等や料理への利用拡大を図っています。

最近では、食品メーカーによる米粉食品の製造販売が盛んになり、店頭で米粉食品を目にする機会も増えつつあります。しかし、家庭でも米粉が料理に利用できることについては認知度が低く、まだ一般的な食材とはなっていません。

このことから、九州農政局では、九州米粉食品普及推進協議会[※]や各県等と連携し、米粉の普及推進を行っています。

学校給食関係者や消費者を対象とした米粉料理講習会、夏休みの小学生を対象とした米粉を使った親子料理体験、米粉に携わ

る関係者・消費者を対象とした米粉利用拡大セミナー等を開催しました。

このような取組を通して、米粉食品への関心が高まり、将来的には各家庭で米粉が利用されることを目指しています。



米粉を使った親子料理体験

[※] 16年3月に九州管内における生産者団体、流通業者、食品事業者、自治体等の関係者により米粉食品の普及推進を目的として設立された。26年2月現在で会員数196（団体・個人）。

（２）麦類

（国内の麦類の消費動向）

国産麦については、農林水産統計において、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦の４麦を麦類として取り扱っています。小麦は小麦粉に加工された後、２次加工メーカーが麺、パン、菓子等を製造しています。大麦及びはだか麦は、精麦して、焼酎、味噌等の発酵用にしたり、主食用の押麦おしむぎにするとといった加工工程を経て流通しています。また、ビール用の二条大麦は、生産者団体とビール会社の間で契約栽培により供給され、麦芽等に加工されています。

このように麦は加工用原料として、米に次ぐ主要な食糧です。しかしながら多くを外国に依存しており、国産の割合は１割程度となっているのが現状です。

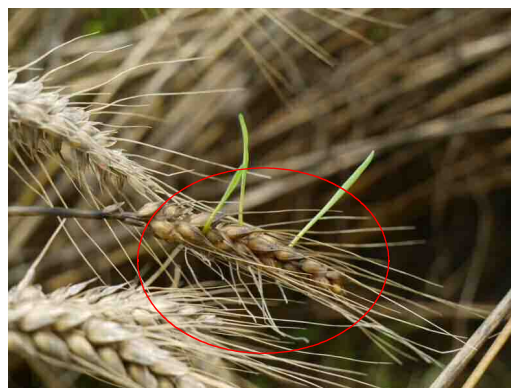
このため、農林水産省では、国産麦を自給率向上のための重点作物と位置づけ、生産拡大を推進しています。今後は、特に国産割合が低いパン・中華麺用品種の開発・導入、地域の麺・粉物文化と結びつけた国産麦の需要拡大及び国産麦の収量・品質の安定化といった取組が必要です。

（九州地域の状況）

九州地域における麦作は、水稻・大豆の収穫後の水田を活用し、冬作物として麦類を生産する一年二作体系が基本です。特に九州北部に広がる水田地帯を中心に作付けが盛んで、全国でも有数の産地となっています。

水田における麦作は、耕地の有効活用が可能となる一方で、湿害を防止するための排水対策の徹底が重要です。このため、九州各県では、生産者団体、試験研究機関、普及組織あんきよ、行政関係者が連携し、本暗渠あんきよ※^１や弾丸暗渠※^２の施工による地下排水や明渠めいきよ※^３と畝立てによる地表排水を組み合わせ、ほ場の排水性を良くする取組が行われています。また、耕耘同時畝立て播種や地下水位制御システム（FOEAS）等の新しい技術の導入も進展しつつあります。

一方で、２５年産の小麦「ミナミノカオリ」については、登熟後半期の降雨の影響により佐賀県を中心に穂発芽が発生し、品質、収穫



穂発芽のイメージ※^４

量の低下が見られました。「ミナミノカオリ」は、数少ないパン・中華麺用硬質小麦として実需者からの引きあいも多いことから、栽培技術の一層の工夫により品質、収穫量の安定化に努めることが重要です。また、これに加えて、収

※^１ 地中に作る排水設備。

※^２ トラクターにより土中に弾丸状の器具を牽引し、通常の深さより浅い耕層に簡易な暗渠を施す排水対策技術。

※^３ 地上に水路を設けて、余分な水を排水するための設備。

※^４ 散水し、人為的に「穂発芽」を発生させたものである。

穫期が梅雨に当たる九州地域向けに、穂発芽や赤かび病等の病害にも強い硬質小麦や、うどん用でも収穫期が早い早生の小麦新品種の開発・普及が急務となっています。

（九州農政局での取組）

九州地域では、近年、天候の影響等により不作が続き、収穫量や作付面積が伸び悩んでいる状況にあります。このため、25年8月下旬から11月上旬にかけて、「麦の生産拡大に向けた現地意見交換会」を管内全県、計11産地で実施し、作付拡大に向けた現場段階への働きかけを行いました。各県では産地の実情に応じて、「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」等を活用しながら、不作付地への作付誘導、新品種への転換や農業機械の導入など具体的な取組が進められています。

また、九州地域には、福岡県のラーメン、長崎県のちゃんぽんや五島うどん、大分県のだご汁等、麦を原材料とする伝統食が各地に存在しています。これらの地域の食ブランドと結びつけた新品種の開発・導入を推進することにより、九州産麦の需要開拓を図っていくことも重要です。

すでに、「食のモデル地域育成事業」を活用しながら、福岡県ではラーメン用小麦「ちくしW2号（通称：ラー麦）」の普及・推進、鹿児島県では県内産の「ミナミノカオリ」を使用した学校給食パンの提供といった取組が行われています。

また、長崎県におけるちゃんぽん麺用小麦「長崎W2号」の開発・育成など九州産麦の需要拡大に向けた取組が各地で進展しています。



県内産ミナミノカオリを使用した学校給食パン
（鹿児島県さつま町）

（３）大豆

（国内の大豆の需要動向）

大豆は、豆腐、納豆、味噌、しょうゆ等の原料として日本食で欠かすことのできない食材ですが、ここ数年の食品用大豆[※]の国内の需要量は減少傾向

※ 「食品用大豆」とは、豆腐、納豆、味噌、煮豆等の大豆加工食品に用いる大豆を指す。サラダ油等の油糧用に用いる大豆と区別するための便宜的な呼称である。

図３－１１ 大豆の需要動向



資料：農林水産省HP「大豆をめぐる事情」より抜粋

となっています(表3-16)。しかしながら、国産の需要量は概ね横ばいで推移しており、その占める割合は2割程度で、自給率向上の観点からもシェアを拡大することが重要です。

表3-16 大豆の需要状況

(単位：千トン)

	20年	21年	22年	23年	24年
需要量	4,034	3,668	3,642	3,187	3,037
うち食品用	1,037	993	976	949	932
うち国産	255	223	216	212	229

資料：食料需給表

注：国産は農林水産省推定

農林水産省では、大豆を自給率向上のための重点作物と位置づけ、生産拡大方策を講じています。

(九州地域の状況)

大豆の栽培は九州北部の水田地帯で盛んに行われ、全国屈指の産地となっており、品質面でも高い評価を得ています。

他方、大豆はその時の気象状況によって生育が大きく左右されます。25年産の大豆は、梅雨明けが早かったことで、ほとんどの産地で適期（九州では7月10日頃）に播種することが可能となり、出芽・苗立ちも良好で、その後の生育が期待されました。しかし、降水量が少なかったことで莢^{さや}の数が少なかったり、実が大きくなならないなどの影響が出たことで、収量が低下しました。

排水対策等の基本技術のほか、気象状況に応じた適切な栽培管理が安定多収のポイントと言えます。

(九州農政局での取組)

九州農政局では、管内の生産者団体や実需者、各県の普及指導員等を対象に「大豆栽培技術検討会」（25年9月）を大分県内で開催し、生産・流通・販売対策についての意見交換のほか、湿潤土壌でも高速・高精度作業が可能なディスク式中耕除草機の話提供や展示、九州向け黒大豆「クロダマル」^{*}の作付状況等について現地調査を行いました。



ディスク式中耕除草機

また、「九州産大豆生産拡大セミナー」（26年3月）を開催し、九州の大豆

表3-17 試食会でのアンケート結果

標準 (市販品)	フクユタカ	すずかれん	九州160号	九州161号
3	3.42	3.27	4.21	3.31

注：市販品を「3」とし、外観や味などを5段階で評価

の安定多収技術や作付拡大の優良事例の情報提供等を行うとともに、最近の有望品種を含めた豆腐

の試食会を行った結果、九州160号が豆腐用途への適性が優れた品種であるとの高い評価を得ました（表3-17）。

^{*} トピックス編2「新品种・新技術の開発・保護・普及に関する動き」を参照。

さらに、近年、大豆の生産数量や作付面積が伸び悩んでいる状況にあることから、「大豆の生産拡大の推進に向けた現地意見交換会」（25年5～7月）を管内全県13産地で実施し、現状と課題の把握や、各地域での取組の推進を図りました。

また、今後の生産拡大に向けて、ほ場の団地化や排水対策が可能と思われる不作付地への推進を図るため、「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」や「大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業」を活用した大規模技術・経営実証等の実践を働きかけました。

これを受けて、各県では、地域の推進体制等について検証を行うとともに、農業団体関係機関と一体となって、大豆の生産拡大に向けた具体的な取組が進められています。

【大豆の伝統料理の復活（大分県中津市）】

「畑の肉」と言われる大豆の伝統料理は全国各地にあります。同時に、伝承されずに消えていった料理もいろいろと存在します。

大分県中津市の本耶馬溪西谷地区に伝わる「大豆の竹巻き焼き」もその1つでしたが、大分県の関係者からの依頼をきっかけに、地元の女性グループが復活させました。

ただし、そのままでは、現代人には味や食感が合わないとの意見も多く、基本的な作り方はそのまま栗や干しエビを加えるなどの工夫が施されました。こうしてできあがった竹巻き焼きは、重量感のあるパンのような味わいがあります。

現代人の味覚にアレンジされて蘇った竹巻き焼きは、女性グループの強い団結力によって、再び消えることなく、次世代に受け継がれていくことが期待されます。



大豆の竹巻き焼き

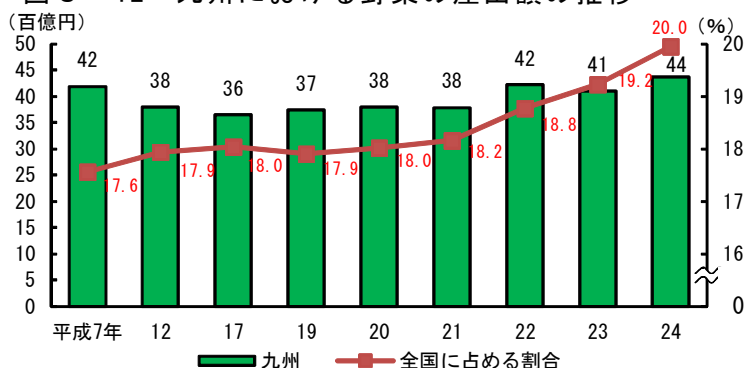
（４）野菜・果樹

ア 野菜

（九州は重要な野菜供給基地）

九州における野菜の作付面積は近年は横ばいで推移し、24年は7万7千haで全国の14%となっています。一方、産出額は全国の20%を占めています。また、九州の農業産出額に占める野菜の割合は26%で、畜

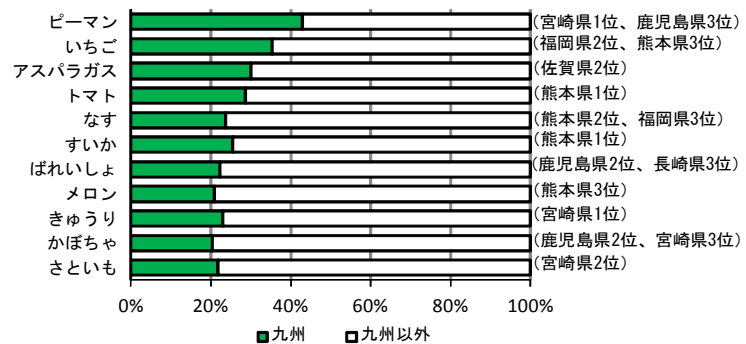
図3-12 九州における野菜の産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

産（同39％）に次ぐ重要な作物となっています。特に、熊本県のトマト、すいか、宮崎県のきゅうり、ピーマンは全国1位の産出額であり、全国2位、3位の品目も多く、九州は我が国の重要な野菜供給基地となっています（図3－12、3－13）。

図3－13 主要野菜の全国的な地位
（平成24年野菜産出額）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

さらに、全国の野菜指定産地921産地のうち九州では169産地（18％）が指定（26年2月6日現在）されており、全国の主要市場への安定的な供給に重要な役割を果たしています。

（新たな経営安定対策の展開）

野菜産地で高齢化の進展、担い手の減少など産地基盤の脆弱化が進んでいることに加え、加工・業務用需要については、国産ニーズが高いにもかかわらず、産地が十分対応できていないことから、輸入野菜の使用割合が増加しています。

このため、農林水産省では担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立等を図ることを目的として、野菜の「産地強化計画」の策定を推進しています。この計画において、各産地は「低コスト化」、「高付加価値化」、「契約取引推進」、「資材低減」、「加工・業務用推進」の中から戦略を選定し、出荷量等の数値目標を定めることとなっています。26年3月末現在、九州では477産地で策定され、計画に基づいた取組が実施されています。



すいかの選果施設

また、消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウスの導入、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設等の整備を支援しています。

さらに、近年、燃油価格が高水準にあることから、施設園芸の割合が高い九州地域では特に大きな影響を受けています。このため、24年度において、施設園芸農家を対象にした省エネ設備のリース導入支援と燃油価格高騰時の補填金の交付を行う「燃油価格高騰緊急対策」を措置しましたが、燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、25年度も引き続き実施しています。

さらに、我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、オランダの

施設園芸をモデルに大規模に施設を集積し、ICT※を活用した高度環境制御等を行う「次世代施設園芸導入加速化支援事業」を開始し、25年度事業としては、宮崎県国富町くにとみちょうにおいて木質バイオマスを利用したピーマン、キュウリ生産の施設装置が決定しました。

【響灘菜園ひびきなださいえんにみる大規模ハウスのきめ細やかな運営（福岡県北九州市）】

平成17年にカゴメ(株)と電源開発(株)の出資を受けて響灘菜園株式会社（以下、「菜園」という）が設立されました。

菜園では、福岡ヤフオクドームがすっぽりと収まる規模（8.5ha）の栽培面積に、軒のきの高さが約6mの周年利用可能なハウスや、オランダ式の先進的な環境制御システムを導入し、温度・湿度・炭酸ガス及び肥料や灌水かんすいが管理され、年間2,900 t（福岡県の出荷量の14%）の高品質な生鮮トマトの安定生産を行っています。また、ハウス内の各所に従業員間による情報共有を行う機材が設置され、病害蔓延を迅速に抑止するための体制が整備されるとともに、約150人の従業員の労務管理も行えるようになっていきます。



ハウス内の様子

収穫物は菜園内において選果・包装から出荷までを行い、出荷後もロットナンバーで管理されトレーサビリティが確保されています。

国産野菜の契約取引を推進するため、25年10月31日、九州では初めての「加工・業務用野菜産地と実需者との交流会」（(独)農畜産業振興機構、野菜ビジネス協議会共催）が福岡市で開催され、多数の具体的商談が行われました。

イ 果樹

九州における果樹の栽培面積は、近年の消費低迷、後継者不足や高齢化の進展等から漸減傾向で推移しており、24年は4万1千haとなっています。そのような中、近年、耕作放棄地対策としてオリーブの栽培が広がっています。面積は23年で53haとまだ少ないものの全国の26%を占め、21年の9haから約6倍に増えています。

一方、産出額は高付加価値化が進んでいること等から横ばいを維持しており、1,229億円と、全国の16%を占めています。（図3-14）

※ ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略で、コンピューター技術の活用を指す言葉である。

このような中、各産地においては、目標や取組を具体的に定めた「果樹産地構造改革計画」を策定し、目標達成に向けた取組が進められています。（25年3月現在：全国481産地うち九州94産地）

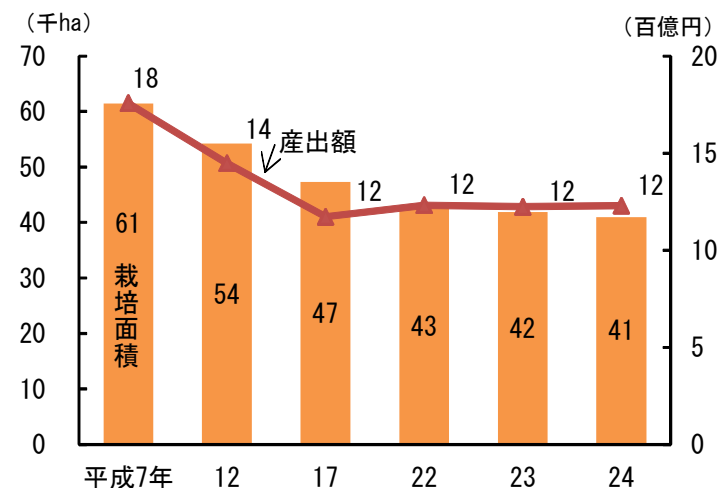
九州農政局では、これらの取組を支援するために、光センサーなど高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や加工施設、設置費用が安く強風にも耐える低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入を進めています。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援も推進しており、果樹農業の経営安定と果実生産出荷の安定を図っています。



あしきた農協ゼリー工場

缶詰に加えて、地域の特産果実である不知火、夏みかん、びわのゼリーやかぼす飲料など、加工や新商品開発への取組が各産地で広がっています。

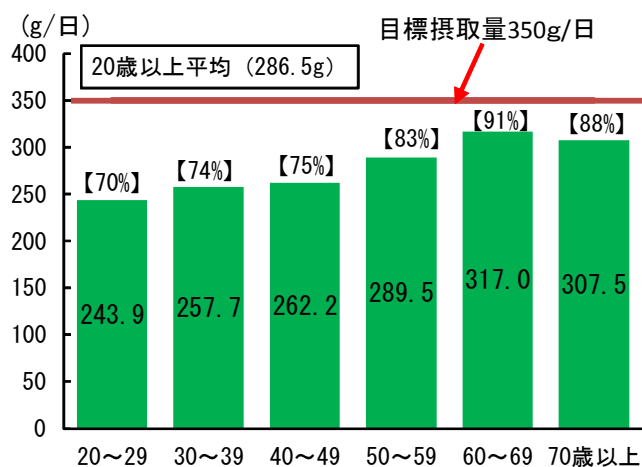
図3-14 果樹の栽培面積及び果実の産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」「耕地及び作付面積統計」

ウ 野菜・果実の消費拡大

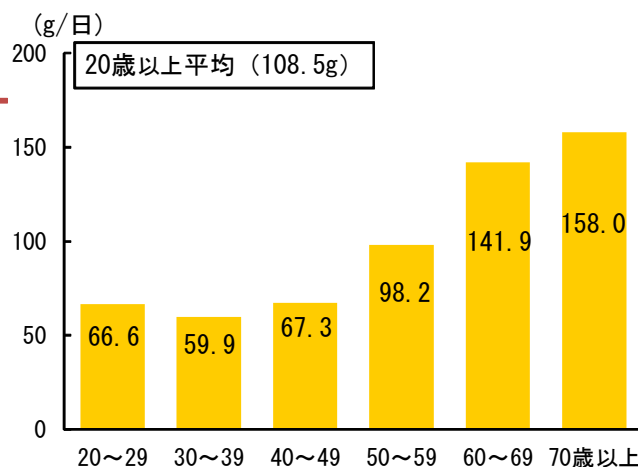
図3-15 平成24年における世代別の野菜類の摂取量（20歳以上）



資料：厚生労働省「平成24年国民健康・栄養調査」

注：【 】内は、目標摂取量に対する割合。

図3-16 平成24年における世代別の果実類の摂取量（20歳以上）



資料：図3-15と同じ。

「平成24年国民健康・栄養調査」によると、野菜類の成人の1日当たり摂取量の平均値は286.5gであり、厚生労働省の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成24年厚生労働省告示第430号）に規定された目標値350g（野菜摂取量の平均値）よりも少ない状況です。また、果実類の摂取量の平均値も108.5gと、「果物のある食生活推進全国協議会」が推進している「毎日くだもの200グラム運動」の目標値より少なく、野菜・果実のいずれも摂取目標に達していません。世代別に見ると、特に、40歳代以下の摂取量が少ない状況となっています（図3-15、図3-16）。

このため、九州農政局では健康の観点から望ましい摂取量である野菜350g、果物200gに近づけていくため、消費拡大セミナー、各種イベント、ホームページ等を通じて、広く野菜・果物に関する知識の理解と浸透を図っています。

25年度は、野菜・果物の消費量が少ない若い世代を対象として、熊本県立大学食健康科学科と共催で「食べれば元気！」九州のやさい・くだもの”」をテーマに「野菜・果物消費拡大セミナー」を2カ所で開催し、学生、消費者、各々約70名の参加をいただきました。



熊本県立大学での開催状況(平成26年1月21日)

また、各県経済連等の協力により各県の野菜や果物等による消費者の部屋特別展示を行いました。

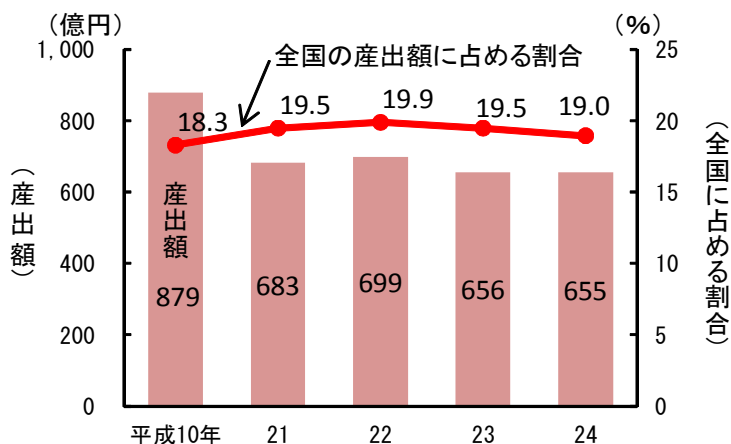
図3-17 九州における花きの産出額及び
全国に占める割合の推移

（５）花き・茶・葉たばこ

ア 花き

九州における24年産花きの産出額は、655億円で全国の約19.0%を占めています（図3-17）。

しかしながら、花きの産出額は、10年（879億円）をピークに減少傾向で推移しており、ピーク時の約75%となっています。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

これは、切り花を中心に輸入が増加する一方で、若い人を中心とした無購買層の増加や一世帯当たりの購入金額も減少傾向にある等の要因によるものです。

九州農政局では、国産花きの強みの発揮や生産・流通コストの低減を図るため、姿・形が優れている高級花き供給体制の構築と低コスト耐候性ハウス等の整備を進めています。

また、新たな花きの需要期を創出するため、九州各県の花小売店209店の参加により11月22日の「いい夫婦の日」と2月14日の「バレンタインデー」にキャンペーン（テーマ：感謝の気持ちを花束と一緒に！）を実施しました。この中で、「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を広く募集したところです。



「感謝の気持ちを花束と一緒に！」
キャンペーンの様子

「大切な人への花にそえる一行メッセージ」 平成25年度年間大賞作品

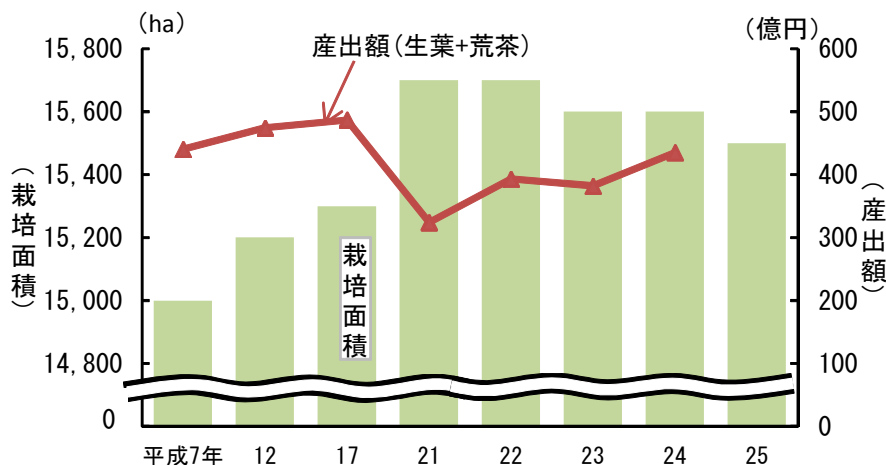
～妻へ～

永遠に咲く花はないけれど、いつまでもきれいな君でいてください。

イ 茶

九州における茶の栽培面積は近年横ばいで推移し、25年は1万5,500haで全国の34%を占めています。また、24年の生葉及び荒茶の合計産出額は、435億円で全国の39%を占めて 図3-18 茶の栽培面積及び産出額（生葉及び荒茶）の推移 います（図3-18）。

一方、食生活の変化や多様化等により、若年層のみならず中年層でも急須を用いてお茶を飲用する機会が減少しています。このため、九州農政局では、消費者ニーズの変化に的確に対応した茶の加工・



資料：農林水産省「作物統計」「生産農業所得統計」

流通体制の確立に向け、荒茶等の加工施設の整備を支援しています。また、お茶の消費拡大に向け、23年度から九州内の主要茶産地、茶関係団体、経済団体等と共に実行委員会を構成し、お茶振興法※の趣旨を踏まえたお茶文化振興等のためのイベント「ティーロード茶壺道中」（（一社）お茶結びプロジェクトとの共催）等を実施しています。

※ 「お茶の振興に関する法律」（平成23年4月23日法律第21号）

さらに、茶の優良品種への転換、高品質化を加速化するため、23年度から「茶改植等支援事業」を開始し、産地ぐるみで改植等を行った場合の未収益期間（改植の場合3年間）及び改植経費に対する支援を実施しています（表3-18）。

表3-18 茶改植等支援事業の実施状況

単位:ha

	未収益支援			改植・未収益支援
	改植	棚施設を利用した栽培法への転換	台切り	
23年度	76	0.1	10.5	-
24年度	87	0.3	7.9	139.9
25年度	14	1.7	11.8	147.4

注1： 改植とは、茶樹の樹体を伐採・抜根し、優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいう。

2： 棚施設を利用した栽培法への転換とは、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、栽培法を転換することをいう。

3： 台切とは茶園の若返りを図るため、茶樹の地際部から地上15cmまでの高さで切断することをいう。

ウ 葉たばこ

健康志向等により、年々たばこの販売数量が減少していることから、全国の4割以上の葉たばこ生産シェアを占める九州においても、葉たばこ栽培農家数及び作付面積ともに減少が続いています。23年8月には、日本たばこ産業株式会社が24年産以降の廃作を募集※し、23年産の契約農家数・面積に対し九州全体で農家数の約4割にあたる1,300戸、面積では約3割強に当たる約2千haの応募があったところです。その結果、24年産の面積は3,815ha（対前年比65%）と大幅に減少しましたが、25年産は前年産に比べ2%の減少にとどまっています。

一方で、九州は依然として全国の主要な葉たばこ産地としての地位を維持しており、25年産の販売代金は172億円（対前年比103%）で、全国の44%を占めています（表3-19）。

表3-19 葉たばこ栽培農家数・面積及び販売代金

県	24年産			25年産					
	農家数 (戸)	面積 (ha)	販売代金 (百万円)	農家数 (戸)	前年比 (%)	面積 (ha)	前年比 (%)	販売代金 (百万円)	前年比 (%)
	①	②	③	④	④/①	⑤	⑤/②	⑥	⑥/③
福岡県	9	14	84	9	100	13	93	73	87
佐賀県	92	272	1,288	92	100	270	99	1,206	94
長崎県	311	674	3,246	310	100	664	99	3,199	99
熊本県	666	1,309	5,857	656	98	1,273	97	6,118	104
大分県	110	269	1,068	108	98	263	98	1,096	103
宮崎県	359	744	3,087	355	99	725	97	3,109	101
鹿児島県	243	534	2,096	240	99	525	98	2,427	116
九州計	1,790	3,815	16,726	1,770	99	3,734	98	17,229	103
全国計	6,094	8,956	38,497	6,059	99	8,846	99	39,285	102

資料：全国たばこ耕作組合中央会調べ

※ 廃作した場合に、10a当たり28万円の支援措置が講じられた。

（６）さとうきび・でん粉原料用かんしょ

ア さとうきび

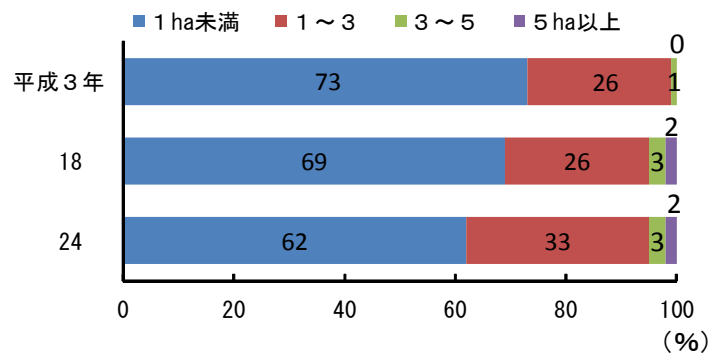
さとうきびは、鹿児島県南西諸島における基幹作物として重要な地位を占めています。

しかしながら、栽培農家戸数の減少や高齢化が進行する中、一戸当たり収穫面積は徐々に拡大しているものの、依然として

1 ha未満の零細規模の農家が

6割以上を占め、効率的かつ持続的な生産体制を確立することが重要な課題となっています。（図３－１９）

図３－１９ さとうきび栽培面積規模別農家戸数割合の推移

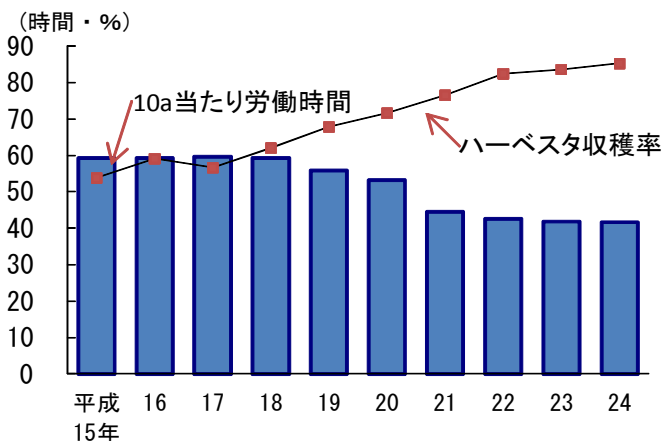


資料：鹿児島県調べ



ハーベスタによる収穫風景（種子島）

図３－２０ さとうきびのハーベスタ収穫率と10a当たり労働時間の推移



資料：鹿児島県調べ、農林水産省「農業経営統計調査 さとうきび生産費統計」

年産、24年産と2年連続の不作からの十分な回復が見込めない状況となっています。

このため、25年度補正予算においても引き続き、生産回復のための支援を実施するため、「甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業」（事業実施期間は26

農林水産省では、19年産から品目別経営安定対策を実施するとともに、機械化一貫体系による効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制の確立に向け、必要な農業機械等の導入を支援しており、その結果、さとうきび生産において最も重労働である収穫作業で、ハーベスタの導入が進み（24年産のハーベスタ収穫率は85%までに到達）、大幅な労力軽減につながっています。今後は、更に機械化を進展させるため、苗の植え付けを行うプランタや株出管理機等の導入・普及を進めていく必要があります（図３－２０）。

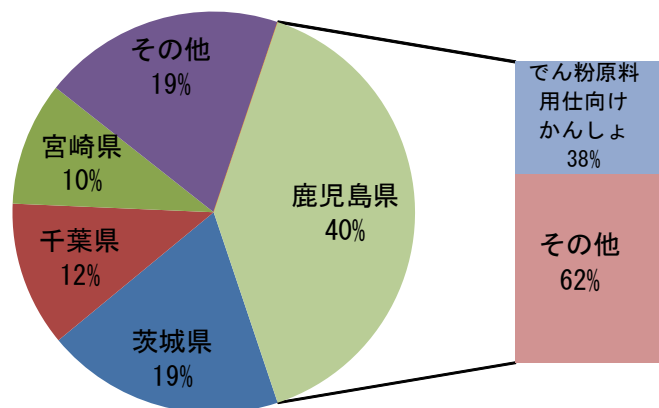
一方、25年産のさとうきびについては、梅雨明け以降の干ばつによる生育の遅れや台風による倒伏、折損、潮風害等の影響により、23

年度末まで）として、土づくり、IPM※や農地流動化等の増産・生産性の向上に向けた取組等のほか、省力化や安定的な生産体制の確立に向けた農業機械等のリース支援、甘しや糖工場の経営体質強化に向けた取組への支援等を継続的に実施しています。

イ でん粉原料用かんしょ

火山灰土壌地域であり、台風常襲地域である南九州地方、特に鹿児島県において、かんしょは代替の難しい重要作物です。近年は、焼酎原料用かんしょの需要増等からでん粉原料用は減少しつつありますが、今でも鹿児島県の生産量の約4割がでん粉原料用に仕向けられています。（図3-21）。

図3-21 平成25年産かんしょの生産量の割合



資料：農林水産省「作物統計」

生産農家の減少と高齢化が進む中、安定的に国内産いもでん粉を生産し、産地の収益力を向上させるためには、生産体制の確立とともに、加工適性に優れた新品種「こなみずき」の活用等によりでん粉の高品質化を推進し、市場評価の高い加工食品用への転換を進める必要があります。

このような中、農林水産省では、19年産から品目別経営安定対策を実施しているほか、23年度からは高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組やでん粉の品質管理に必要な機器の整備等を支援し、国内産いもでん粉の高品質化による加工食品への販路拡大等を推進しています。

また、かんしょ生産における省力化や作業の外部化による安定的な生産体制の確立に向けて、25年度から収穫機械等のリース導入支援も行っています。

（7）畜産

（最近の畜産をめぐる状況）

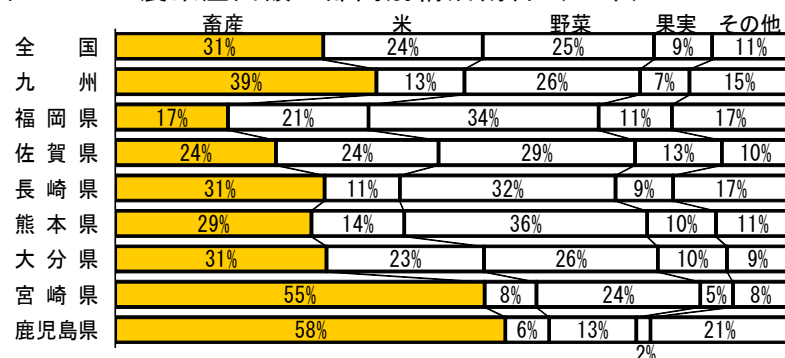
全国の畜産に係る農業産出額（2兆6,531億円）のうち、九州は約4分の1（6,488億円）を占めています。また、九州の農業産出額の4割を占め、中でも鹿児島県では58%、宮崎県では55%と県農業産出額の5割を超えており、全国有数の畜産地帯となっています（図3-22）。

一方、東日本大震災による消費の減退等の影響により、価格の低迷が続いて

※ IPMについては、「トピックス編3 効率的・効果的な病虫害防除に向けた取組」を参照。

いた牛肉については、23年度後半から上昇に転じ、直近では震災以前の価格を上回って推移していますが、配合飼料等生産資材の高騰など、畜産農家を取り巻く状況は厳しいものとなっています。

図3-22 農業産出額の部門別構成割合（24年）



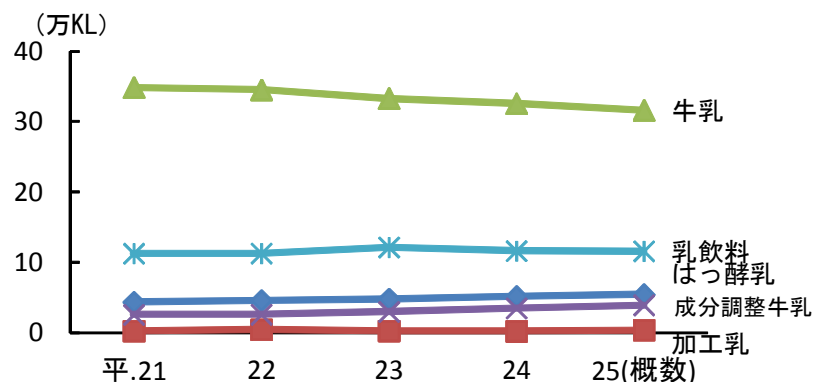
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

（国産畜産物の生産・消費の状況）

全国の牛乳の生産量は、少子化やお茶系飲料・ミネラルウォーター等の消費量増加等により、近年、減少傾向にあります。一方、はっ酵乳や乳飲料は増加しています。

図3-23 牛乳等の生産量の推移（九州）

また、九州における牛乳の生産量は、ここ数年、減少傾向にあります。成分調整牛乳、はっ酵乳は増加傾向で推移していますが、乳飲料については24年から減少しています（図3-23）。



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

全国の牛肉の生産量は、乳用種の減少によりここ数年低下傾向にありましたが、24年度は乳用種がわずかに増加し、回復傾向をみせました。しかし、25年度は乳用種が再び減少し、増加傾向で推移していました肉専用種も減少したことにより、前年度よりわずかに減少しています。また、牛肉の消費量は、25年度は前年度よりわずかに増加しています。

（畜産振興のための対策）

農林水産省では、経営の安定を図るセーフティーネット措置として加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度等の畜産経営安定対策を実施しています。

また、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合、粗収益と生産費との差額の8割を補填する「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）」、「養豚経営安定対策事業」及び「鶏卵生産者経営安定対策事業」を実施するとともに、25年度補正予算において、畜産経営の維持・安定と国産畜産物の安定供給を図るための「配合飼料価格高騰緊急対策」、畜産経営における生産性や飼料自給率向上を図るための「畜産収益力向上緊急支援リース事業」等を措置しました。

さらに、国産畜産物の消費拡大を図るため、九州農政局では、毎年6月の「牛乳月間」、6月1日の「牛乳の日」や年末の食肉需要期に連動した消費者の部屋特別展示を実施しています。

（８）飼料作物等

ア 粗飼料の増産に向けて

（飼料用作物作付面積の拡大）

九州では、未利用地における飼料基盤の整備や水田・畑の裏作における飼料作物の作付けが、生産者や関係者の連携のもと積極的に取り組まれています。この結果、作付面積は18年産以降増加傾向にあり、特に23年産以降は稲発酵粗飼料（稲WCS）の作付面積が大幅に増加しています（図3-24）。

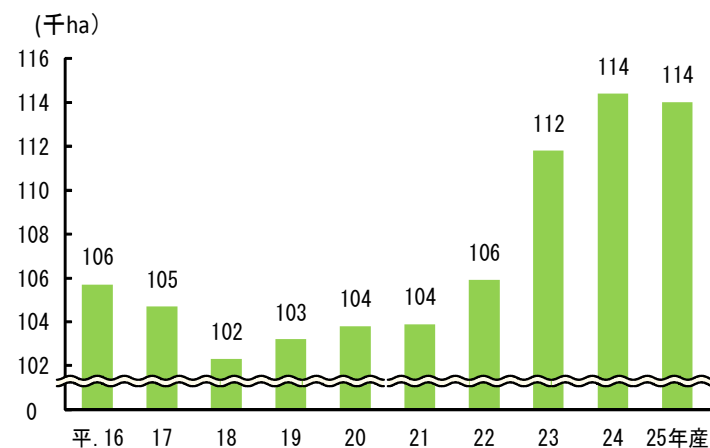
（放牧の推進）

近年、九州では、畜産農家の省力化やコスト低減につながる放牧が定着しつつあります。特に、中山間地域においては、放牧等によって耕作放棄地の解消や獣害の軽減等の効果が得られています（図3-25）。

（飼料生産の外部化の推進）

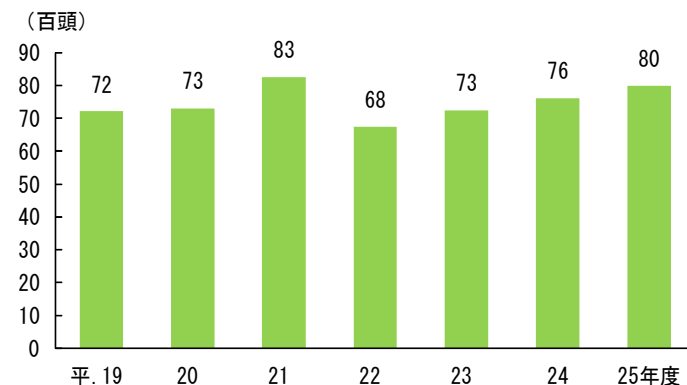
国産粗飼料の生産拡大を図るため、飼料生産組織（コントラクター等）による飼料生産作業の外部化を進め、畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産の効率化・低コスト化耕畜連携の橋渡しを行うことが重要となっています。

図3-24 九州における飼料用作物作付面積の推移



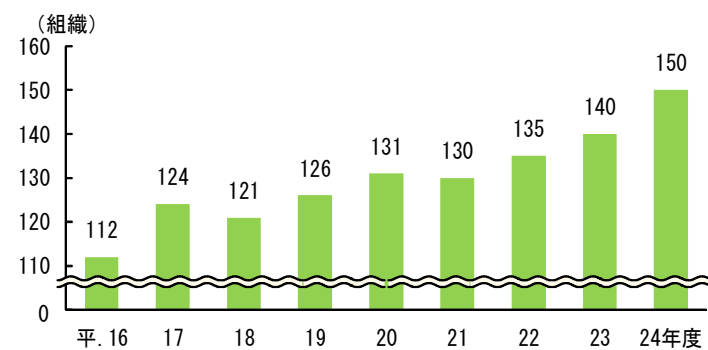
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

図3-25 九州における経営内放牧の推移



資料：九州農政局調べ

図3-26 九州におけるコントラクター数の推移



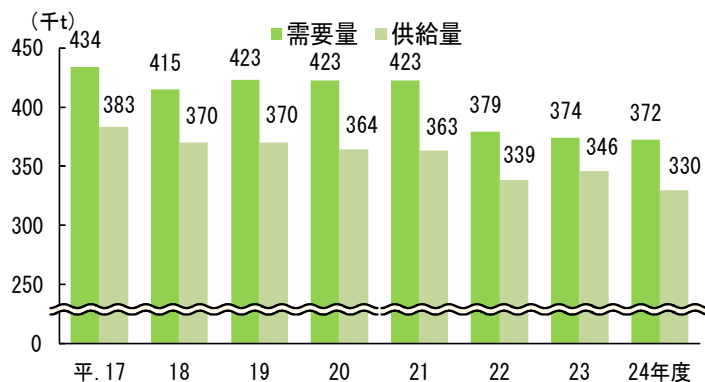
資料：九州農政局調べ

飼料生産組織の育成を図るため、農林水産省では国産粗飼料増産対策事業等の国庫補助事業を実施しており、九州では、150組織（24年度）の飼料生産組織が存在しています（図3-26）。

（国産稲わらの利用促進）

稲作地帯である九州北部では畜産農家による国産稲わらの確保が進んでおり、その自給率は高いものの、畜産主産地である九州南部では地域内での確保が難しく、相対的な自給率が低くなっています。このため、九州北部から南部へ国産稲わらを生産するなどの

図3-27 九州における国産稲わら利用の推移



資料：九州農政局調べ

広域流通の取組が一部行われていますが、需要をすべて満たすまでには至っていません（九州の国産稲わら不足量約4万2千t）（図3-27）。国産稲わらの自給率向上のためには、ほ場へのすき込み等から飼料利用に仕

向ける（現在畜産利用：推計約3割）方策とともに、九州北部から南部への供給体制を整備することが必要となっています。

（飼料増産運動の推進）

飼料自給率の向上を図るため、九州農政局では「九州地域飼料増産行動会議」を設置し、毎年、管内の自給飼料関係者等を参集した意見交換を行っています。25年度は、第1回行動会議（25年7月）において、今年度の九州管内における飼料増産・耕畜連携に向けた取組方針及び具体的な行動計画を策定し、第2回行動会議（26年3月）では、行動計画に基づく取組結果の検証や次年度に向けた課題等について意見交換を行いました。



ハイグレード稲発酵粗飼料
九州ブロック検討会（25年12月）

この他、稲WCSの栽培や収穫・調製技術の向上による品質改善等のため、学識者や県・団体職員を講師とした「ハイグレード稲発酵粗飼料※九州ブロック検討会」（25年12月、熊本県熊本市）や、耕畜連携による飼料用米拡大のための「九州地域飼料増産に関する研修会」（25年3月、熊本県熊本市）等を開催しました。

※ 良質な粗飼料として畜産農家への安定的な供給を図るため、高収量及び家畜の嗜好性の高い高品質な稲発酵粗飼料のことをいう。

イ 稲発酵粗飼料・飼料用米の利活用

(稲発酵粗飼料)

水田を活用した稲WCSについては、食用品種よりはるかに収量が多く、九州の気候等に適した「タチアオバ」や「ミナミユタカ」等の専用品種が育成されています。さらに、省力・低コスト化が可能な直播栽培^{たいひ}や堆肥を使った多収栽培技術、湿田でも収穫可能な専用収穫機、泌乳牛や肉用肥育牛への多給技術等が研究・開発されてきました。

こうした生産・給与技術が生産現場へ普及したことや、各種支援措置の実施により、九州における稲WCSの作付面積は大幅に増加しています(図3-28)。

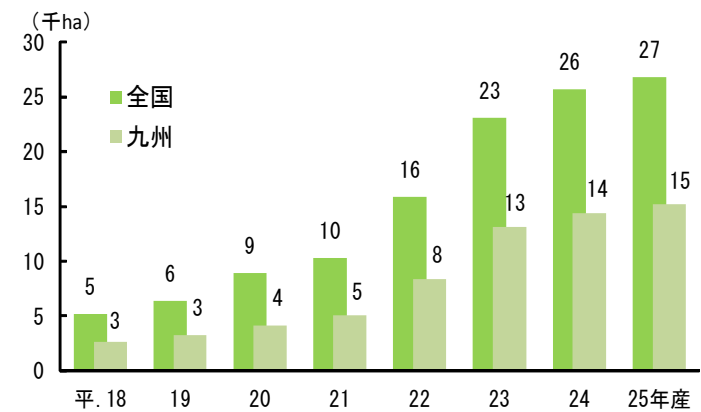
稲WCSの利用をさらに進めるためには、生産サイドと需要サイドのマッチング、品質向上、生産コストの低減等を図る必要があります。九州農政局では、優良事例の関係者を講師に招いて検討会を実施するとともに、関係部局や現地からの需要に関する情報の発信を随時行っています。

(飼料用米)

飼料用米の利用は、生産・給与に関する知見の不足や輸入とうもろこしの代替えとなる価格設定が必要であること等から、数年前までは一部地域に限られた取組でした。しかし、近年、飼料用米向け多収品種の育成など、生産・給与技術の開発・普及が進んでいます。また、配合飼料価格の高騰、各種支援措置の活用等により、耕種農家と畜産農家等が連携して飼料用米を利用する取組が拡大したこと等から、作付面積は毎年増加していました。ただし、25年産については、備蓄米や加工用米への転換などにより減少となりました(図3-29)。

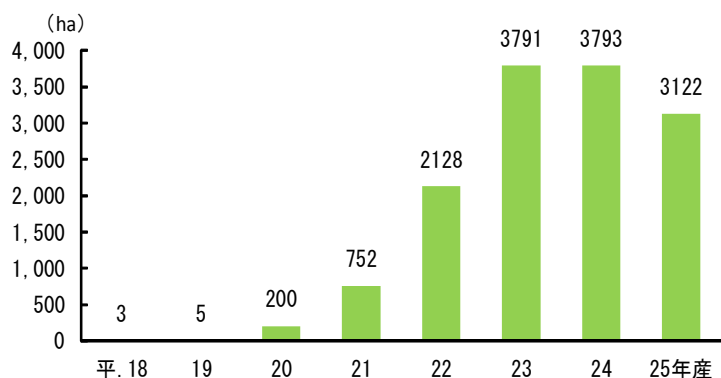
飼料用米については、今後、水田のフル活用による作付面積の拡大に向け、秋に限定して出荷される飼料用米に対応した保管・流通体制の整備や、家畜の消化性を考慮した給与技術の検討が必要です。九州農政局においては、上述の「九州地域飼料増産行動会議」による関係者の

図3-28 九州における稲WCSの作付面積の推移



資料：九州農政局調べ

図3-29 九州における飼料用米作付面積の推移



資料：九州農政局調べ

意見交換実施や、研修会による優良事例の普及促進を行っています。

ウ 食品残さの飼料化（エコフィード）の推進

近年、飼料自給率向上や循環型社会の構築の観点から、食品製造工場や食品小売業、外食産業等から排出される食品残さを飼料原料として活用する取組が進んでいます。

九州では、従来から取り組まれている粕類（焼酎粕やおから等）を飼料として利用する事例のほか、製パン工場から排出されるパンくず、小売店で生じる売れ残り品等を収集・加工して利用するなど、飼料化される食品残さの種類が多様化しています。鹿児島もつき農協TMR^{※1}センターでは、これまで全量廃棄されていた「でん粉粕^{※2}」のうち約3,300トンを利用して、地域のコントラクターが収穫・調製した粗飼料と混合した良質なTMRを大規模繁殖農場（1千頭規模）に供給しています。

九州農政局では、こうした食品残さを飼料化したエコフィードの生産・利用拡大を図るため、各県の食品産業協議会やJAグループ、行政機関等を構成員とする「九州地域エコフィード推進行動会議」を設置し、食品残さ排出の実態や利用状況等の情報の収集・提供や、更なるエコフィードの推進に向けた会議の開催等を実施しました。

また、食品残さ等の飼料利用拡大の取組、エコフィードの生産・利用に必要な機械の導入等に対して支援しています。

（９）技術開発の動向

農林水産省では、従来から様々な技術開発施策を推進してきましたが、平成25年度には補正予算により「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業^{※3}」を新たに実施します。

これは、26～27年度の2年間で、研究機関の持つ技術シーズを農林水産業の現場において実証的に展開しようとするものであり、新技術の実用化・普及を集中的に進めることを目的としています。九州に関連が深い16の計画があり、2年後の成果が期待されます（表3-20）。

※1 total mixed rationsの略称で、家畜が必要とする栄養が均一に含まれた混合飼料のことである。

※2 鹿児島県では、かんしょを原料としたでん粉の製造が盛んに行われており、その製造工程で発生する残さのことである。

※3 当該事業のうち「産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立」において生物系特定産業技術研究センターが、全国で64の試験研究計画を採択された。

表3-20 攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（九州関連）

番号	試験研究計画書名	研究コンソーシアム 又は研究機関名	代表機関
公募研究課題1:米・麦・大豆・野菜類等を導入した省力・低コスト化等を可能とする水田輪作体系			
1	農業生産法人が実証するスマート水田農業モデルIT農機・圃場センサー・営農可視化・技能継承システムを融合した革新的大規模稲作営農技術体系の開発実証	農匠ナビ1000(次世代大規模稲作経営革新研究会)	九州大学
2	北部九州における稲麦大豆多収品種と省力栽培技術を基軸とする大規模水田高度輪作体系の実証	北部九州低コスト水田輪作体系実証	(独)農研機構 (九州沖縄農業研究センター)
公募研究課題2:てんさい・ばれいしょ等を導入した省力・低コスト化等を可能とする畑輪作体系			
3	暖地における原料用かんしょと加工用露地野菜の大規模機械化生産体系の確立	かんしょ露地野菜生産技術体系研究コンソーシアム	(独)農研機構 (九州沖縄農業研究センター)
公募研究課題3:地域作物(落花生、さとうきび、茶等)の省力・低コスト化等を可能とする生産技術体系			
4	サトウキビの安定・多収栽培技術の実証と高バイオマス量サトウキビの生産性評価	サトウキビ安定・多収	(独)農研機構 (九州沖縄農業研究センター)
5	海外輸出に対応できる日本茶生産体系の実証研究	日本茶海外輸出	(独)農研機構 (野菜茶業研究所)
6	湛水性作物(産業素材用いぐさ)の導入による新たな水田農業の確立	湛水性作物(産業用素材いぐさ)導入コンソーシアム	熊本県農業研究センター
公募研究課題4:畜産の生産性向上、省力化等を可能とする生産技術体系			
7	九州における飼料生産組織、TMRセンター、子牛育成センターが連携する地域分業化大規模肉用牛繁殖経営の実証	九州大規模肉用牛繁殖体系実証グループ	(独)農研機構 (九州沖縄農業研究センター)
8	飼料用稲(飼料用米・稲WCS)を最大限に活用した飼料供給システム実証研究	熊本県飼料用稲活用TMR飼料実証グループ	熊本県農業研究センター
9	家畜飼料の完全自給を目指した給与システムの確立	宮崎県畜産試験場	宮崎県畜産試験場
10	西南暖地から発信するスマート・サイエンティフィックファーム〜精密飼養管理によりホルスタインの能力発揮と生産性向上・省力化を実現する新たな技術体系の構築	西南暖地から発信するスマート・サイエンティフィックファームコンソーシアム	鹿児島大学
11	破碎飼料用米を含む発酵TMR給与が肥育牛の発育、飼料利用性ならびに産肉性に及ぼす影響の実証	飼料用米利用促進グループ	鹿児島大学
公募研究課題5:野菜・花きの効率的な生産を可能とする施設園芸技術体系			
12	南西諸島地域でのきく等花き生産における新たな光源利用技術の実証研究	攻めの農林水産業(花き・南西諸島)コンソーシアム	(独)農研機構 (花き研究所) ※
13	ICTを活用した暖地における施設園芸生産支援システムによる先進的栽培管理技術の確立	暖地施設園芸コンソーシアム	岡山大学 ※
14	間欠冷蔵処理によるイチゴの花芽分化促進	イチゴの間欠冷蔵	岡山大学 ※
公募研究課題7:果樹の省力化・軽労化及び安定生産を可能とする技術体系			
15	省力型樹形を基盤とする果樹の省力・軽労型生産技術体系の実証	果樹省力・軽労化コンソーシアム	(独)農研機構 (果樹研究所) ※
公募研究課題8:農林業における鳥獣被害の低減を可能とする技術体系			
16	ICTを用いたシカ、イノシシ、サルの防除、捕獲、処理一貫体系技術の実証	ICTによる防除・捕獲・処理一貫体系技術研究グループ	三重県農業研究所 ※

※ 代表機関は九州外であるが、実証地又は共同研究機関が九州内であり、九州との関連性が高い試験研究計画である。

5 農業所得増大に向けた取組

(1) 農山漁村の6次産業化の取組

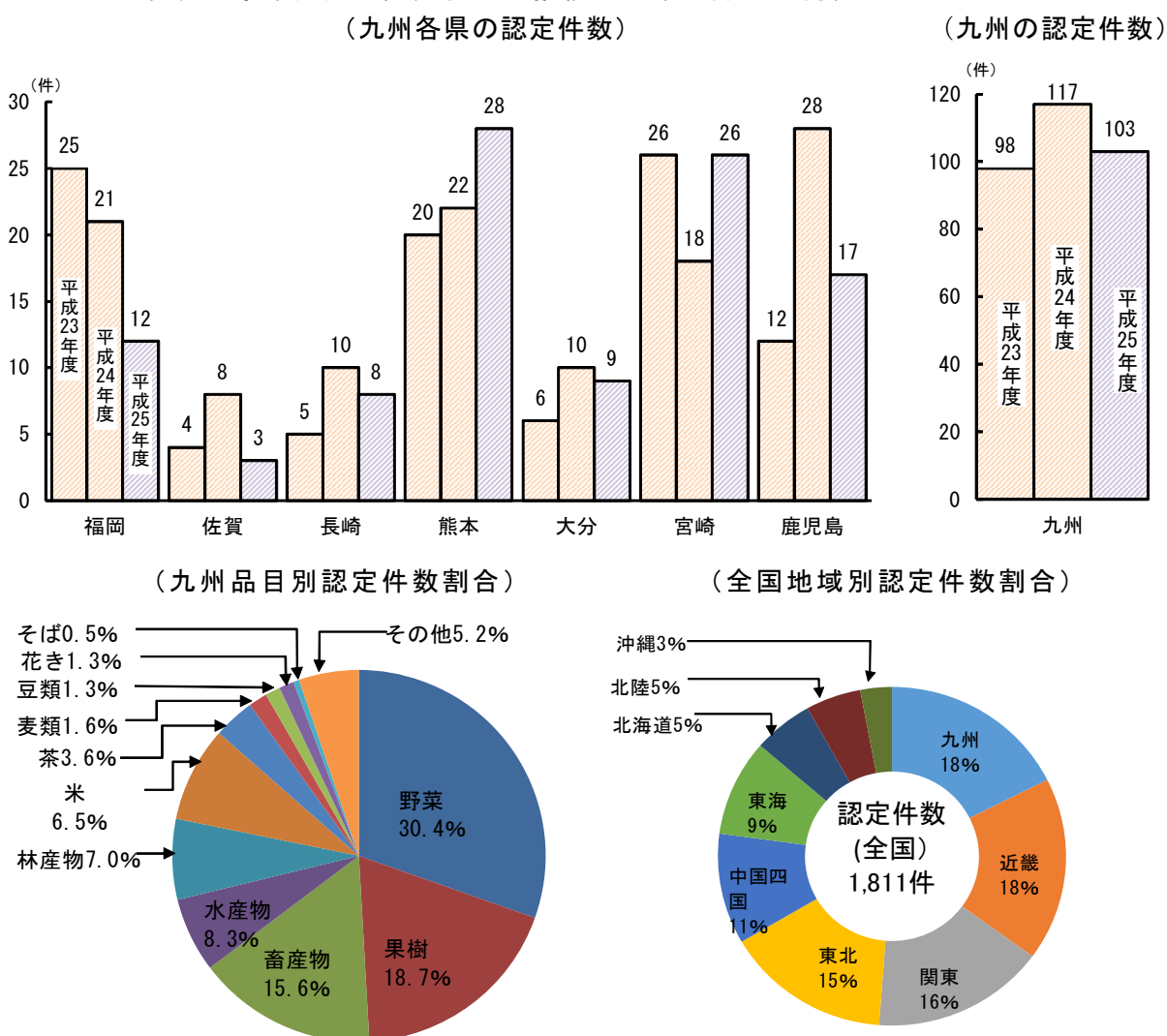
農林水産省では、農山漁村の雇用の確保と所得の増大を図り、農山漁村の活性化を図る「6次産業化」を推進しています。

(総合化事業計画※の認定状況)

平成23年度の認定開始以降、総合化事業計画の認定件数は順調に増加しており、25年度までの九州の累積認定件数は318件となっています。これを県別で見ると、宮崎県と熊本県が70件で最も多く、次いで福岡県58件、鹿児島県57件の順となっています。(図3-30)。

対象農林水産物は、野菜が最も多く30%、次いで果樹19%、畜産物16%となっています。

図3-30 総合化事業計画の認定状況の推移(26年3月31日現在)



※ 農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画をいう。法に基づくこの認定を受けると、有利な融資や各種助成が受けることができる。

（全国キャラバン！食の発掘商談会in福岡の開催）

地域の食材を用い、六次産業化・地産地消法、農商工等連携促進法、地域資源活用促進法などの支援を活用し、開発された魅力ある商品の販路拡大と、農山漁村の活性化を目指す「食の発掘商談会」（農林水産省 6 次産業化推進支援事業）が福岡市で、㈱ J T B 西日本を事業実施主体として26年 2 月に開催されました（後援：九州農政局）。



食の発掘商談会



6 次産業化相談窓口

出展事業者75社のうち、総合化事業計画認定事業者24社も様々な新商品を携え、全国の食品バイヤーに自慢の商品を売り込みました。

また、農政局としても 6 次産業化相談窓口を設け、出展者・来場者の相談にも応じました。

（6 次産業化の推進に向けた全国キャラバンの展開）



キャラバン

日本再興戦略では、2020（平成32）年に 6 次産業化の市場規模を現在の10倍である10兆円に拡大することが目標に掲げられました。この目標達成には、農林漁業成長産業化ファンドの本格展開や、地産地消の推進、輸出促進、バイオマスの活用等に取り組むことが求められます。

このため、6 次産業化に関する施策の浸透を図るとともに、現場の取組・意見をより一層施策に反映させるなど、現場と連動した取組を進めていくため、「6 次産業化の推進に向けた全国キャラバン」が実施され、九州では福岡県を皮切りに、10月21日から11月11日の間に各県で開催しました。どの会場においても 6 次産業化に取り組んでいる方やJA、金融機関、マスコミなど多くの方に参加して頂きました

（A-FIVEによるサブファンドを通じた九州で初めての出資案件が決定）

A-FIVE（㈱農林漁業成長産業化支援機構）※は、25年 2 月の開業以来、出資案件の形成に取り組み、25年度末までに全国で 8 件の出資が決定しました。九州では10月に、福岡県の西日本水産㈱の「未成熟なウナギを成熟させる加工販売する事業」に対して出資され、26年 3 月には㈱熊本玄米研究所の「玄米ペーストの製パン事業」にも出資されています。

※ 特集編【参考資料】「Ⅲ 総合化事業計画等の概要」を参照。

（２）農林水産業と食品産業の連携・強化

農林水産省では、「六次産業化・地産地消法」、「農商工等連携促進法※」の認定事業者等による国産農林水産物を活用した新商品開発や販路開拓、加工・販売のための施設等整備、農林漁業者等への技術研修、関係者間での交流会等開催の取組を支援しています。

（新商品の開発・販路拡大等の取組）

国産農林水産物を活用した新商品等の販路拡大等により地域経済の活性化を図るため、「九州食の展示・商談会」（25年11月：熊本市等主催）が開催され、九州農政局では熊本6次産業化サポートセンターや九州農業成長化産業連携協議会と連携し、6次産業化の推進を目的にセミナーや流通業者との相談会の場を提供しました。

（多様な業種の事業者とネットワークを構築した取組への支援）

25年度は6次産業化推進整備事業で、「自社栽培したぶどう等と五島椿の花弁を活用したワイン製造のための施設等整備（長崎県）」等2件、6次産業化推進支援事業では、「だいこんの素材を活かした業務用食品素材の商品開発等（熊本県）」、「インギー鶏を用いた商品開発・販路開拓（鹿児島県）」等3件の支援を行いました。

（農商工連携の推進）

25年度における農商工等連携促進法に基づく中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画（農商工等連携事業計画）は、九州内で11件（累計65件）が認定されています（表3-21）。

表3-21 県別農商工等連携事業計画認定状況（平成26年2月3日）

単位:件

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計	全国計
20年度	2	1	1	4	2	1	8	19	177
21年度	3	3	2	5	2	2	3	20	184
22年度	4	—	—	2	—	1	—	7	64
23年度	3	—	—	1	2	—	—	6	60
24年度	—	—	1	1	—	—	—	2	60
25年度	5	—	—	4	1	—	1	11	67
計	17	4	4	17	7	4	12	65	612

資料：経済産業省及び農林水産省

（３）農林水産物・食品の輸出拡大の取組

農林水産物・食品の輸出については、25年6月に「日本再興戦略」が閣議決定、8月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」の公表、12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン（農林水産業・地域の活力創造本部）」が決

※ 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」

定され、32（2020）年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に倍増する目標が設定されました。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」

（平成25年12月10日 農林水産業・地域の活力創造本部決定）〈抜粋〉

1 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

世界の食市場は、アジアを中心に、今後10年間で340兆円から680兆円に倍増すると見込まれる。「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結びつけるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造する。

このため、世界の料理界での日本食材の活用推進、日本の「食文化・食産業」の海外展開、及び「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（25年8月29日公表）に基づく日本の農林水産物・食品の輸出拡大を一体的に推進する（FBI戦略）。

（九州農林水産物等輸出促進ネットワーク）

九州農政局では、県域を越えた事業者間の連携による輸出促進を図るために、九州農林水産物等輸出促進ネットワークを設置し、管内の情報交換を進めており、25年6月に「国別・品目別輸出戦略に関する九州地域ブロック意見交換会」、10月に「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク総会」を開催しました。



九州地域ブロック意見交換会



輸出促進セミナー

（九州農業成長産業化連携協議会）

九州産の農林水産物・食品の輸出をオール九州で取り組み、その拡大を目指すことを目的に、24年6月、九州農業成長産業化連携協議会に輸出部会が設置されています。

同部会では輸出振興方針等が検討されていましたが、具体的な取組として、日本貿易振興機構（ジェトロ）との共催により、26年2月に香港で、商談会「オール九州農水産物トレードフェア in 香港」を開催しました。「九州」としてまとまって食品関係の海外フェアを行うのは初めてであり、58事業者が出品、九州から約160名、香港からバイヤー等約500名が参加して、活発な商談が行われ

ました。

（輸出証明書の発行）

23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、諸外国・地域は、日本産の農林水産物及び食品等に対して輸入規制措置を講じており、我が国へは産地や放射性物質に関する検査結果等に関する証明書が求められています。

「諸外国・地域の規制措置」（26年5月23日現在）

1. 日本のすべて又は一部の食品につき輸入停止/他の食品につき証明書を要求：5ヵ国
2. 日本のすべての食品について証明書を要求：14ヵ国
3. 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求：10ヵ国・地域
4. 検査強化：8ヵ国
5. 一時規制されていたが、現時点では規制措置の完全解除：13ヵ国

輸出証明書の発行業務[※]については、25年3月までは各県が実施してきましたが、25年4月からは国に移管され、輸出事業者等の申請に基づき迅速に発行を行っています。

※ 農林水産省HP「食品等の輸出証明書の申請窓口」→http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/

6 環境保全型農業への取組

(1) 環境保全型農業直接支援対策の実施

農林水産省では、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動の導入を促進するため、これらに取り組む農業者に「環境保全型農業直接支払交付金」を交付しています。

平成25年度の九州における本対策の取組状況（見込み）は、141市町村で取組件数2,430件、取組面積5,342haとなっています（表3-22）。なお、支援対象の取組は、カバークロープ※¹の作付32.5%、有機農業の取組30.3%、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用18.0%、地域特認取組19.2%となっています。

表3-22 平成25年度環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（見込み）

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計
件数（件）	279	139	660	737	177	152	286	2,430
面積（ha）	713	338	1,420	1,419	385	297	770	5,342

資料：農林水産省調べ（平成26年3月13日公表資料）

また、環境保全型農業を推進しその技術の普及・定着を図るため、全国環境保全型農業推進会議により、毎年、個人または団体の優良事例を表彰する環境保全型農業推進コンクールが実施されています。25年度は、環境保全型農業の分野で熊本県八代市「やつしろ菜の花ファーム987」が最優秀賞（農林水産省生産局長賞）を受賞しました（表3-23）。

表3-23 平成25年度環境保全型農業推進コンクール表彰者一覧（九州）

最優秀賞（農林水産省生産局長賞）	熊本県八代市 やつしろ菜の花ファーム987
優秀賞 （全国環境保全型農業推進会議会長賞）	長崎県雲仙市 吾妻旬菜株式会社 熊本県宇土市 株式会社那須自然農園
〃 （全国農業協同組合中央会会長賞）	鹿児島県曾於市 そお鹿児島農協 ピーマン専門部会
奨励賞 （全国環境保全型農業推進会議会長賞）	佐賀県武雄市 農事組合法人武雄そだち レモングラスハッピーファーマーズ 熊本県水上村 水上村良質米生産部会 大分県九重町 JA九重町飯田水稻部会
特別賞（全国環境保全型農業推進会議会長賞）	大分県臼杵市 臼杵市地域振興部農林振興課 有機農業推進室

(2) エコファーマー認定取得の状況

「持続農業法※²」に基づき、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用低減のための技術を一体的に導入する計画を定め、都道府県知事から認定を受けた「エコファーマー」の支援を行っています。

※¹ 主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥等を作付けする取組。

※² 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）

【「やっしろ菜の花ファーム987」の取組（熊本県八代市）^{やっしろし}】

未利用の水田に菜の花を栽培し、蜂蜜の採取や菜種油の抽出を行い、また、収穫後の茎葉をすき込んで、水稻、い草栽培を行う循環型農業を実践しています。生産したお米は「菜の花米」と名づけ、また、地酒や玄米黒酢なども商品化し、地元物産館などで販売しています。また、各種イベントや体験を開催するなど地域活性化にも寄与しています。



菜の花ウォークラリーの様子

管内のエコファーマー認定件数は、2万9,935件で、全国の約15%を占めており、熊本県が1万348件（全国4位）、長崎県が6,146件（同14位）、佐賀県が4,922件（同15位）、鹿児島県が4,661件（同16位）となっています（図3-31、表3-24）。環境保全型農業直接支援対策等の推進により新規認定件数は増加したものの、全体的には高齢化による離農等に加え、価格競争力がそれほどないなどの理由から再認定をしない者もあり、減少していると考えられます。

図3-31 ブロック別エコファーマーの認定件数割合（25年3月末時点）

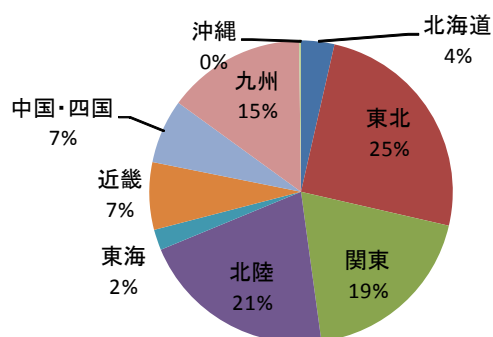


表3-24 エコファーマーの認定件数
単位：件、%

	平成25年 3月末時点	平成24年 3月末時点	対前 期比
全 国	201,760	216,341	93.3
九 州	29,935	32,994	90.7
福岡県	1,684	2,616	64.4
佐賀県	4,922	5,385	91.4
長崎県	6,146	7,226	85.1
熊本県	10,348	10,443	99.1
大分県	478	687	69.6
宮崎県	1,696	2,046	82.9
鹿児島県	4,661	4,591	101.5

資料：農林水産省調べ。

注意：本データは、25年3月31日現在と24年3月31日現在で、九州各県がエコファーマーとして認定したものを取りまとめた。

（3）有機農業の推進

「有機農業推進法」[※]及び同法に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」によって、管内各県において有機農業が推進されています。

※ 「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）

ア 九州における県有機農業推進計画の策定状況

有機農業推進法に基づき県が定める有機農業推進計画については、24年3月までに九州全県が策定しています。この計画に基づき各県は有機農業者等の支援や有機農業に関する知識の普及等に関する施策を行っています。

イ 九州における有機農業地区推進事業等の実施状況

九州農政局では、地域における有機農業を推進するため、「有機農業地区推進事業」や、25年度から新たに「有機農業供給力拡大地区推進事業」により販売企画力(産地販売力)、生産技術力(安定供給力)、人材育成力(有機農業者育成力)をそれぞれ強化する取組を支援しています。25年度は、管内5地区で本事業が実施されました(表3-25)。

表3-25 九州における有機農業地区推進事業等の実施状況

県名	事業実施主体名	関係市町村	対象作物	主な取組の概要
長崎県	南島原市有機農業推進協議会 (有機農業供給力拡大地区推進事業)	みなみしま ばら し 南 島 原 市	水稻、野菜、果樹、麦・大豆	1 生産技術力(安定供給力強化)の取組 有機農業の技術確立する取組、有機農業の供給力の拡大に伴う種苗の確保のための取組等。
長崎県	雲仙市有機農業推進ネットワーク (有機農業地区推進事業)	うん ぜん し 雲 仙 市	水稻、野菜	2 販売企画力(産地販売力)の強化の取組 取引先の新規開拓等による安定的取引関係の構築、ブランド化等による商品の付加価値づくり、有機農業の取組に関する普及啓発活動等。
熊本県	山都町中山間地活性化有機農業推進協議会 (有機農業地区推進事業)	やま と ちよう 山 都 町	野菜	3 人材育成力(有機農業者育成力)の強化の取組 有機JAS認証制度に関する研修、有機農業への参入希望者に対する指導助言等。
大分県	おおいた有機農業推進協議会 (有機農業地区推進事業)	大 分 県	水稻、野菜	
宮崎県	綾町有機農業推進会議 (有機農業供給力拡大地区推進事業)	あや ちよう 綾 町	水稻、野菜	